

平成21年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年12月15日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月15日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘	企画情報 課 長	鈴木 智久
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	都市計画 課 長	志治 正弘
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治		
	教育委員 会事務局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
8	小 原 喜一郎	①税務行政の民主化について……………	150
		②学童保育の現状と課題について……………	162
9	高 阪 康 彦	わかりやすく、魅力ある公式ホームページに……………	171
10	山 田 乙 三	①「予防ワクチン公費負担」課題を質す……………	181
		②「事業仕分けと行革」を問う……………	185
11	伊 藤 俊 一	東郊線に関連する環境整備について……………	

○議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成21年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、昨日に引き続き、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に、小原喜一郎君からの一般質問の資料が配付されております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力してください。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 大原龍彦君

日程第1 「一般質問」を行います。

発言を許可いたします。

質問8番 小原喜一郎君の1問目「税務行政の民主化について」を許可いたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

昨日のさながら独演会と申しまししょうか、菊地久君のなかなか高尚なお話を伺いました後に、私の大変泥臭い質問になるかというふうに思いますけれども、恐縮に思いますが、聞いてください。

私は、蟹江町議会の滞納対策特別委員会の一員でございますが、特に町民税と国民健康保険税の滞納額が、蟹江町ばかりじゃなくて全国的に大きく増大している状況にかんがみ、その徴税対策を検討する上で留意しなければならない点が大変重要になっていると思いますので、この際、滞納対策を考える上での留意点あるいは視点について、当局のお考えを伺いたいと思うのであります。

自公政権の、特に小泉内閣以降、進められた構造改革と規制緩和措置は、住民の中に格差と貧困を大きく広げました。さらに税制改正によって、低所得者や高齢者への課税が一層強化されました。このような中で、今年に入り、鳥取県では、県税滞納者の預金口座に振り込まれた児童手当を差し押さえたなんていう例や、他の地方では、税滞納者の預金口座に遺産一時金が振り込まれるのと同時に、それを差し押さえたなど、相次いで明るみにされました。

なぜなのかということでございますが、構造改革によって、正規雇用の労働者が非正規雇

用者に置きかえられて、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアが1,000万人を超えました。さらに、去年の秋以降の経済危機を理由に、解雇、一時帰休等が広がり、産業構造の転換政策によって、中小零細企業の倒産やあるいは廃業、農業の破壊——これは米価の下落が主でありますけれども——が進んでいるところであります。

貧困と格差を是正するのは政府と自治体の役割でございますけれども、ところが政府は、これを是正するどころか貧困と格差をさらに増大する政策を進めてきました。社会保障費を圧縮し、市町村合併を推進し、自治体財政を削減し、政府の所得再配分機能を縮小いたしました。これは地方交付税問題でございますけれども、新自由主義的経済政策を推進したOECDでさえも対日経済審査報告書2006年版で、日本の相対的貧困率は今やOECD諸国で最も高い部類に属するというふうにして、非正規労働者の規制を求めるということをしたところでございます。

一方、大企業に対しては、各種準備金が引当金によって優遇した上に、さらに法人税を43%から30%に引き下げました。高額所得者に対しても最高税率を引き下げ、配当所得、株式譲渡所得に軽減税率を適用し、相続税の最高税率を引き下げながら、その一方で、低所得者世帯や高齢世帯への増税を次々に行いました。

そこで、私の出した資料をちょっとごらんになっていただくといいと思うんですけれども、皆さんに見ていただく上で、わかりやすいようにちょっと拡大してきたんですけれども、平成5年、6年、7年と納税者数が際立ってふえてきております。これはなぜかということでございます。

これは、つまり2005年には配偶者特別控除の廃止、所得税26万円、住民税33万円の配偶者特別控除を廃止いたしました。それから、住民税の同居の妻に係る均等割非課税制度を廃止いたしました。これ4,000円課税と言っていますけれども、今まで出ていない人も4,000円はみんな出るようになってきたわけでありまして。

2006年には老年者控除廃止、65歳以上、所得税50万円、住民税48万円の控除を廃止いたしました。それから、公的年金などの控除を削減いたしました。65歳以上、最低140万円の控除を120万円にしたわけでありまして。住民税の老年者非課税制度を廃止いたしました。

2007年になりますと、所得税から個人住民税への税源移譲ということを行いましたですね。これで蟹江町の窓口で疑問や抗議の人が殺到したということもありましたですね。しかも住民税の税率13%、10%、5%を一律10%にいたしました。ですから、上のほうの人は減税です、高額所得者のほうは。低額所得者のほうは、所得、つまり納税者を下げることによって拡大をした、制限税率を120万円に下げることによって拡大をいたしました。税をかけるようにいたしました。しかも一律に10%といたしました。このことが、これまで課税対象でなかった低額所得者、年金生活者などへ課税することによって、払いたくても払えない滞納者を大きくつくり出したのであります。

それが、先ほどお示しいたしました、このグラフの5年から6年、7年のところでぐっと納税者数がふえていますね、この現象をもたらしたわけであります。しかも、このふえた圧倒的な皆さんは年収200万円以下のワーキングプアに属する皆さんでございます。ここに今日における滞納が激増したという実態があるというように思うんです。私に言わせれば、これは滞納者の責任どころか政治の責任、政府の責任だと言わざるを得ないのでございます。

それで、私は、特別委員会の中で、各階層別、滞納者の中の階層別の状況の資料を出すわけにいかんかと言うと、出せない、出ないと、こうおっしゃっていました。しょうがないから、私は、他の自治体の例を出して、皆さん、ここで伺いたいと思うのでございます。

他の自治体が出せるのになぜできないのかなということをよく聞いてみますと、蟹江町の契約者であるJIPでしょうか、その内容が少し違うのであるというようなことが言われていたんですけれども、肝心なそういうデータが出なければ対策を立てようにも立てられないですよ、事の本質が見えてこないから。

それで、仕方がないから、これは北海道帯広市の事例をちょっと引き出して、伺いたいと思うのであります。

まず、第1に、帯広市の例で見ますと、滞納者の中で年収200万円以下の皆さんの割合を出した資料がございましたので、ちょっと示してみたいと思うんです。200万円以下の皆さんが市道民税では71.02%、固定資産税では74.82%、軽自動車税では93.38%、国民健康保険税に至っては91.99%、ワーキングプアに属する皆さんがこの滞納者の中に入っているわけですね。

ここに、今日、滞納がふえて、さらになかなか集まらない、徴収が大変だと、こういう実態があるということ、例えば蟹江町もこういう内容になっていると、その辺に問題があるのではないかということになるわけですね。

そこで、私は、そういう内容について、そうではないかというように思いますので、あるかどうかは日々やっておる皆さんだったらわかるというように思うんです。資料が出ないにしても感じとしてわかるというように思うんですが、どうなっているんでしょうか、まず第1に承りたいと思うのであります。

あわせて、こういう資料がつかれないかどうか、つくる努力をされる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その努力をする気持ちがおありかどうか伺いたいわけでありませう。

このところは本質的な内容を見ていく上で、それを見る上で、どこに対策を絞ったらいいかということが出てくるわけでありますので、ぜひそのことについて明快な答弁をお願いをしたいと思っております。まず、お願いをいたします。

○収納課長 服部康彦君

ただいまの滞納対策を考える上で所得別の資料が出ないかということでございます。

これにつきましては、滞納特別委員会でも申し上げをさせていただいたんですが、現在の電算システムでは、パッケージになっておりまして対応ができないということで、抽出をするに当たりましては、カスタマイズが必要ということでございます。したがって、現時点で所得者層別の滞納者のデータというのは出ませんので、よろしくお願いします。

なお、先ほど言われました実態でございますけれども、私ども、滞納者を対応しておりますと、実際には、そういった低所得者の方というのはそれほどふえてきてはおりません。どちらかというと、やっぱり高額滞納者、以前から滞納がある方の滞納がふえておりますので、実態的に、議員の言われるように、私どものほうで特にふえたということは感じておりません。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

今、資料でお示したように、課税制限税率を、制限を、最低を140万円から120万円に下げたでしょう。この中ではもう間違いなしにふえているんですね、納税者は。これは言えますよね。それから、さらに年金者の皆さんの控除を廃止したり縮減したりしましたよね。これでもふえているんですよ。こういうことが2005年、06年、07年に行われた、連続して。だから、間違いなしに200万円以下のワーキングプアに属する皆さんの絶対数がふえていることは言えるんですよ、これはね、客観的に言えること。

蟹江町のそういう階層の皆さんの納税率ですね、いわゆる入れていただくほう、よその自治体に比べて圧倒的によければ、それはふえていないということがあるかもしれませんけれども、いや、納税者がふえていることは間違いありませんからふえていると思うんですね。滞納者の中でも、私は、実態は生活苦から払えない実態があるからふえていると思うんですよ。ふえていないということはどうも理解できないんですけれども、もう一度お答えください、なぜなのか。

○収納課長 服部康彦君

大変回答が悪いかもしれませんが、私が平成19年から収納課長をしております。そこからの感覚でございますので、大変申し訳ないんですが、実際に200万円以下のワーキングプアという方はふえているのも事実でございます。その中で、低所得の方につきましてもきちっと納税のほうはしていただいている部分がございますので、滞納者がふえたという実感としては、私にはございませんので、よろしくお願いします。

○7番 小原喜一郎君

だとすれば、蟹江町の滞納者がふえた、あるいは滞納額がふえた層はどの辺にあるんでしょうか。どこにこれだけふえた原因があるかということ、私に理解できるように答弁いただけませんか。

ふえていることは間違いありませんよ、これは認めるでしょう、物すごくふえておる。だ

からこそ議会も、これは大変ということで滞納対策特別委員会をつくった。じゃどこにあるかと、どの辺にあるか、対策を検討していく上で、どこに焦点を当てたらいいかということがはっきり浮き彫りにならなければ対策の立てようがないでしょう。それは、あなた方自体だって一番責任があるわけだから、そののところをはっきりさせなきゃいかんですよ。その責任はどちらかといえばあなた方にある。どこに原因があるのか答弁をしていただきたいと思うんです。

○収納課長 服部康彦君

的確なご回答になるかわかりませんが、私のほうが感じておりますのは、以前から滞納のある方が引き続き滞納ということで残ってくるものが、はっきり申し上げて半分以上はあると思います。新たにふえてみえるのは、現在の経済情勢なんかも含めまして、今の時期にお支払いができないという方がおみえになるわけでございますけれども、その方につきましては、私どもとそれぞれ納税相談等を行いまして、分割での納付等をお願いをしております。そのような状況でございますので、滞納額がふえたという説明にはなりませんけれども、私どもとしては、低所得の方が相当額ふえたというふうには感じておりませんので、よろしく願いをします。

○7番 小原喜一郎君

どうもかみ合わないですけれども、問題があることは間違いないんだ、だからこそ議会も滞納対策特別委員会をつくったわけだから。あなた方もそういう問題意識は持っている。そういう問題意識を持っておるとすれば、その解決のための分析や対策を立てないかんでしょうが。どういうふうに思っておるんですか。そんなにふえたと思っていないというようなことを答弁しておって、それじゃやらなくてもいいんですか、対策を。どこに焦点を当てて対策を立てたらいいかということくらい答弁できないですか。答弁していただきたいですよ。

それから、もう一つ、町長にお尋ねします。

こういう、つまり対策を立てていく上で非常に重要な資料を蟹江町の情報システムの中からは出ないとおっしゃるんですけれども、出せる方向で一定の設備をしていただくわけにいかんでしょうか。

○町長 横江淳一君

まず、滞納の関係でありまして、議員各位には大変ご心配をおかけをいたしております。このことにつきましては非常事態宣言を、遅きに失したと言われるかも知れませんが、今発令をさせていただき、税務課それから収納課だけではなく、すべての職員に滞納意識を持っていただくような、今そんな通達をしておる中で、来年度に向けて今、急ピッチに本部会議等々を進めておるわけでありまして。

今、議員ご指摘のワーキングプアがふえてきたことについては、これはもう間違いない状況であるのは事実であります。納税者の中に所得の低い方が極端にふえて、それが滞納の原

困になったということの如実な事実はあらわれないというのも、これは私も確認しているわけです。

じゃ、どうしてこんなに滞納がふえるんだ。これは過去からのいろいろなものがございませぬ。今ここでお示しをするというのは、非常にお時間の関係で難しいわけではありますが、ただはっきり言えますのは、例えば、居所不明の方のチェックが当然甘かったということもあるかも知れません。それから、本来いただける方に滞納の督促の状況がもうちょっと一歩踏み込めば、その時点でもらっていたのかもわかりませぬ。ただ、経済が急にこういう状況になりましたので、ただこれは今始まったわけではありません。数年前からこういう兆候はあったわけでありませぬけれども、特に蟹江町の場合は、そういうチェックが甘かったのではないか、こういうことについては深く反省をいたしております。

今ご指摘の滞納の階層はわからないかということではありますが、今のJ I Pのシステムでありますと、そういうことについては抽出できないというふうに私も聞いております。ただ、ソフトを変える、いわゆるカスタマイズをすればそれは可能だということは聞いておるんですが、そのことについてどれだけのお金が今かかるのか、J I Pのほうも、実はもう今システムが若干変わってまいりまして、ニューライフからウィズライフというシステムに今変わっております。

このウィズライフというのは、それぞれ今SE（システムエンジニア）の数も相当不足をしております。それぞれの庁舎で自庁処理をできるようなそういうシステムにだんだん変わりつつあります。そのちょうど変わりつつある中で、今どれだけのカスタマイズのお金がこの税システムにかけられるかどうか、これも検討をしなきゃなりません、今現在でどうだと言われたら、そういう状況にはないということをお答えをさせていただきました。

ただ、それが安価な状況でカスタマイズができれば、そのことについて、例えば滞納対策になるということならば、当然これはシステムとしては導入していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

でも、私は、いろいろな対策を、これ単に滞納処理業務だけの問題じゃありませんよ。他の行政分野でも、対策を立てていく上で統計上の資料や数値の状況を分析してぱっと出せるようなシステムは絶対必要だと思うんですよ。科学的な対策を立てて行政を執行していくという点で、これは当然やらなければならない、自治体として大きな責務だというように思うんですけども、もし仮に滞納対策上で、先ほど私が言う資料をつくるようにカスタマイズを改めるとすれば、どのくらいの費用がかかるんですか、ちょっと伺いたいと思います。その上で、次のほうへ入りたいと思います。

○収納課長 服部康彦君

すみません、費用の面につきましては、今現在即答ができませんので、よろしくお願いいたしますします。

○7番 小原喜一郎君

要望ですが、ぜひ、そういうことができるようにしていただくようにしていただきたいと思えます。

そこで、ワーキングプアの皆さんが少なくとも滞納していらっしゃる中にたくさんおみえであることは、私は間違いないと思えます。なぜって、本当に生活的に苦しめられていらっしゃる皆さん、私の周りでも、例えば年収140万、150万の人がたくさんいます。こうした皆さんが国民健康保険税なんか納められないと、こう言っているらしいです。もうちょっと待ってもらわんと払えないと……

(発言する声あり)

○議長 大原龍彦君

静かにしてください。

○7番 小原喜一郎君

ということが叫ばれております。

だから、私は、課長の答弁はあるけれども、まずワーキングプアの皆さん、滞納者の中にこういう皆さんがたくさんみえると思えます。

帯広の例は極端な例かもしれませんが、もう少し私、全国的にも調べてみたいなというふうにするんですけども、総務省の統計資料もありますからね。総務省がこういう統計資料をつくるのに、何で蟹江町は出ないのかなということを思ったりなんかして見ておったんですけども、まあそうことなんですよ。

それで、伺うわけでありまして、こういうワーキングプアで納められない皆さんの徴税について、どのようにしているかということについて伺うわけでありまして。

地方税法の中にもありますけれども、国税通則法の中にもあるわけでありまして、徴収法の中にもありますけれども、いわゆる規制緩和措置だとか換価の猶予だとか滞納処分の停止ができる制度がありますね。これら、私、3つを総称して伺うわけでありまして、これらの制度を活用して、それなりに納税緩和措置をとったり、あるいは換価の猶予をやったり滞納処分の停止をやったりした例はございますか、今までに。伺います。

○収納課長 服部康彦君

納税の緩和措置でございますけれども、こちらのほうにつきましては、税法上、滞納者等が租税を納期限までに納めない場合は、一定の手続により強制徴収することが原則でございます。しかし、納税者等の個別の事情により強制徴収することが適当でない場合があります。このような場合にとられるのが徴収緩和の措置で、地方税法上は納税猶予、それから換価の猶予、滞納処分の停止の制度であります。

徴収猶予は、一定の事由があると認められる場合に、納税者からの申請に基づきまして納税緩和措置をする制度でございます。これにつきましては、地方税法上の事実があると認められるときに、納めることのできない金額を限度として、1年以内の期間に限り徴収の猶予をすることができます。その場合も担保を徴さなければならないとされております。ただし50万円以下の場合には担保をとらなくてもよいということになっております。現状、徴収猶予の措置をとったことにつきましては、私の知る限りでは火災減免の措置というものはございませぬけれども、徴収猶予をとったことは、ここ3年ではございません。

それから、換価の猶予につきましては、その財産を換価することにより生活の維持を困難にするおそれがあるとき、これもまた1年以内の期間に限り換価の猶予をすることができますとされております。こちらのほうは地方税法第15条のほうに規定してございませぬ。現在は、そういった差し押さえ等の財産等の換価をする場合につきましては、滞納者と話し合いにより実施をしておりますので、現状猶予している例もございませぬが、数字的にはちょっと私のほう資料を持っておりませぬので、申し訳ございませぬが、よろしくお願ひします。

それから、滞納処分の停止につきましては、滞納者に一定の事由があると認められる場合、その申請を要することなく職権で強制徴収の手続を停止するものです。徴収猶予や換価の猶予とは異なりまして納税義務の消滅につながることから、より徹底した緩和措置ということございませぬ。滞納処分の停止をするには、地方税法第15条の7の要件に該当したときに職権で行います。こちらのほうにつきましては、現在、私どもが不納欠損等で提出をしております数値がそのものでございませぬ。

ただ、執行停止を行った場合、停止から3年続きますと、納付納入の義務が消滅することになります。こういったことから、納税者の緩和措置をとるに当たっては、滞納者の財産調査等を十分に行いまして、必要な場合、法に基づいて処理をしていきたいと考えております。また、滞納者の財産調査の結果、滞納者に財産等が見つかった場合は、状況に応じ差し押さえ処分をしていく所存でありますので、よろしくお願ひします。

○7番 小原喜一郎君

私の聞いているのは、その事例がどのようにあるか、実態を示してほしいことを伺ったわけでありませぬ、この3つの処分についてですな。ちょっとその回答はないのでなんですけれども、事例は特別委員会でもそんなにならぬということでしたですな。

しかし、私は言いたいんです。このように制限税率も引き下げられて、しかも10%の税率を上げられて、この中に、ワーキングプアの低い中でも特に低い中で納められない皆さんがおるのはもう間違いないことだと思ふんです、課長がそう言うけれども。しかも物すごく多くなっている、例年に比較すると、ここ数年の間に。私は、間違いなしにそう思っております。

それで、その納税対策をしていく上では、皆さんの憲法25条に保障された最低限の生活を

送ってもらう権利を保障するという事に抵触する、そのことを検討しなきゃいけないので、そういうことをやっていく上で、あんた方はそのことの算定方法というのはちゃんと持っているはずだと思うんですけども、いかがですか。

つまり、最低限の生活を送っていただく上で、差し押さえをするにしても換価の猶予をやるにしても何にしても、その生活の実態を保障しなきゃならぬという立場であるかどうか、そのための数値の計算方式は持っているかどうか伺いたいと思うんです。

○収納課長 服部康彦君

担税力の計算ということになるかと思うんですが、滞納者と納税相談をしまして、議員の言われるように、生活に必要な収入だとか支出、そういったものを聞き取り調査した上で、私のほうとしては支払い能力があるかないかということの判断をいたしております。

必要に応じましては、少しずつでも分割をしたいという納税者の方もおみえになります。それは低所得とは限らずに税金のことですので、少しずつでも払いたいという方がおみえになりますので、そういった方には分納をお願いしているような状況で、うちのほうは、法に基づいての、例えば給料の差し押さえなんかでも同じでございますけれども、計算式がございます。それぞれの生活に基づいて、家族が何人おみえになってどれだけの経費があるかという基準に基づいて、差し押さえ等を進めておりますので、それにつきましては私ども職員が対応して、聞き取り調査の結果により、差し押さえ等を進めるかどうかということを決めておりますので、特に表向きにこういった基準でありますというようなものは手に持っておりませんが、それぞれの職員の中にあるということでございますので、よろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

基準を持っていないということはある得ない話だと思うんですね。一般的な方程式といえますかそういうものは、私はどちらかというと素人ですよ、しかし、最低限考えられることは、食費や家賃、住宅ローン、水道光熱費、交通・ガソリンあるいは通信費、被服費、体面維持費、教養娯楽費、教育費、税金——税金は後でまた引きますんですけども、国保、介護保険、年金などをね、しかし、生命保険だとか、それから損保料だとか銀行返済——これは住宅ローンを除く返済という意味ですよ、それから借金返済、雑費、これらを総収入から引いた残りの12分の1が月々の生活費になるわけで、それが私の素人目から判断した場合、最低限、生活保護基準に合うように、それ以下にならないように、それ以上であれば、まあまあ何とかと。しかし、それ以上残っている額も税金に値する額が残るかどうかということもありますよね。そういう計算の尺度はちゃんと持っているでしょう。どこに担税力のポイントを置いているかということ——ある・ないの判断をする——持っているはずですよ。答弁できないんですか、それは。

○収納課長 服部康彦君

すみません、今、議員がおっしゃられました収入とか支出の面でございますけれども、私どもは納税相談の折に、それぞれの収入状況、先ほど言われましたように家賃が幾らだとか、例えば住宅ローンが幾らだとかということもすべてお聞きをしまして、その状況によって、この方は支払い能力があるのかということ判断するわけでございますが、例えば住宅ローンに關しましてお話をさせていただきますと、景気のいいときに、例えば住宅ローンを10万円返済している、今でも10万円、それはとてもじゃないですと、景気が悪くなってお支払いというのはとても無理だと思います。そういったところも含めまして、私どもは住宅ローンの組みかえをしていただいて、税金の払えるような状況でお願いをするようなこともしております。

そういったことを考えますと、今おっしゃる最低限の生活というものの考え方の違いがあるかと思うんです。議員のおっしゃられるものには、ちょっと私どもからいいますとぜいたくな部分もあると思います。例えば、食費だとかそういったものについては必要最低限、家族を例えば学校に行かせるための費用だとかというのは最低限の費用でありますので、これは必要だと思うんですが、住宅ローンが例えば多いとかいう話になれば、これは組みかえをして何とか税金のほうに充ててくださいという話を私どもはせざるを得ませんので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

それは全体でなく、ごく一つの問題であって、それがあなた方が今示せない理由にはならないですよ。いいですか、そういうことは当然考えられることだけれども、それらをそういうふうにしても残りの数値が生活保護基準よりも下回っておれば、これは担税力なしと見なきゃいかんでしょうが。そういう例はたくさん出てきていると思うんですよ。

じゃ、担税力がないとどうするんですか、ないと判断したら。こういう措置をしなきゃいかぬ。だけれども、余りやっていないように、今、数値をなかなか示さないけれども、あなた方のそういう姿勢が議会の滞納対策の検討がなかなか進まない結果になっているんですよ。ちっともはっきりしたことを言わないんだ。

いいですか、その点のところをはっきりして、こういう皆さんに対する徴税の仕方というものを滞納対策特別委員会でも研究をしてやっていかなきゃ今日の状況に合った対策が立てられないですよ、そうじゃないですか。それを私は聞いているんですよ。

いずれにしろ当局の、議会の要求に対してははっきりした数値を示さない、根拠を示さないということに大きな原因がある、対策が進まない、いわゆる検討が進まない原因がある、私ははっきり申し上げます。

それで、さらに進めるわけでありましてけれども、それなりの担税力の算定や実態をつかんだら、その後、どうするんですか。それさえも検討していないですか。今日、特徴点は、その辺のところの対策というのは極めて重要になっているわけでありましてよ。行政能力として

問われますよ、そんなこと、一つもやっていないということであれば。

○議長 大原龍彦君

あと5分です。

○7番 小原喜一郎君

伺います。

○収納課長 服部康彦君

すみません、議員の言われるように具体的な数値を示すということですが、担税力を計算する数値だとかそういったものについてはお示しすることができませんが、私どもは先ほども言いました、納税相談の中で、どうしても生活が困難とかそういった方につきましては、生活保護水準を含めまして、住民課のほうの生活相談を受けられるような指導もしておりますし、多重債務についても法テラス等を紹介するなどし、何とか税金のほうに充てていただくような努力はしておりますので、よろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

余り時間がないのでちょっと端折りますけれども、それで、今たまたま多重債務の問題が出ましたですね。多重債務は懇切丁寧に教えてあげなければ、その解決の仕方を皆さん余り知りませんわ。私、もう100件を超えていますけれども、多重債務の解決をする点で。この間なんかは600万円も過払い請求をして、返ってきましたびっくりしまして、これは何もかも一切解決したなんていう例があるんですよ。ここつい最近、300万円返ってきたりだとか600万円返ってきたりとか、そのうち、それは成功報酬で弁護士に一定量取られますけれども、だから、弁護士も1割から4割まで成功報酬を取ってもいいことになっていますからね、高いほうで取られたら大変だからいい弁護士を選ぶことも大切だ、そういうことになるわけでありましてけれども、この多重債務でもかなりの解決ができるんですよ。

それをあなた任せにね、あんた、ここへ行って弁護士に頼みなさいというだけのことではなしに、例えば弁護士はこういう人だとか、具体的に、ここへ行ってやってみなさいよと、こういうふうになりますよ、こういう例もありますよという話をしてみなさいよ。これは、その人はちゃんと走りますから。そういうものですよ。あなた任せにしちゃうとさっぱりわからん、どんな弁護士に頼んだらいいか、本当に頼んでいいかどうか、もちより粉が高くなっちゃしないかだとかいろいろ考えますからね。そういうところは具体的に指導しないと解決につながらないというふうに思うんですけれども、その辺はどのようにお考えか承りたいと思います。

あと何分ですか。

○議長 大原龍彦君

あと3分。

○7番 小原喜一郎君

じゃ、それだけ、まず聞いておきます。

○収納課長 服部康彦君

多重債務の問題につきましては、私ども納税相談をしている上で、現状の生活状態でこれだけのローンを返しているだとか借金を返しているという方がおみえになります。そういった方につきましては、私どもも専門というわけではございませんけれども、法テラスという冊子がございます。そちらのほうに弁護士等がございますので、そちらにご紹介をするというのがございます。というのは、私どもがどここの弁護士というわけにはなかなかまいりませんので、官庁のほうから届きます法テラスという冊子をもとに、こちらのほうに一度ご相談に行かれたほうが良いということまではやりますけれども、それ以上のことについては、現在はかかわっておりませんので、よろしくお願ひします。

○7番 小原喜一郎君

それでは、具体的にならないんですよ。この間、法テラスの弁護士を紹介された人が私のところへ来ましたわ。それで、しょうがないから私の弁護士を紹介して、あっという間に解決しましたわ。そういうものなんです。あなた方はあなた任せということなの、そういうことを。そういう解決の仕方では、滞納対策は具体的には進んでまいりません。現に進んでいないわけでしょう。

そこで、私は、最後になりますけれども、今日における滞納者が、すなわちワーキングプアのところに集中している可能性が非常に高いということ、あくまで出さないから蟹江町の場合で具体的にどうかということ提起できません、残念なことですけども、しかし、私は、間違いなしに実態はそこにある、圧倒的に納税者がふえているわけですから、この階層に、だから当然あると見なきゃいけません。

そういう方々の滞納対策を考える上では、いわゆる生命線、命をあっちへ行かないように確保してもらわなきゃなりませんよね。これは憲法25条にも保障されていますよね、生存権というのを。それとのかかわりで慎重に、その辺のところを、分岐点を客観的に明らかにしなきゃならぬ、だれでもがそれでやれるようにしていかなきゃならぬ、そういうことをやっていない。だからこそ結果としては、納税緩和措置だとか換価の猶予だとか滞納処分執行停止だとかいうことまで具体的にはやられていないわけでしょう。

○議長 大原龍彦君

あと1分です。

○7番 小原喜一郎君

そこまでくれば、そこまで慎重に考えてくると、当然そういうことを対策として考えなきゃならんことになる。そこまでやろうとしないから、そういう状況になっているんですよ。だから、このところをきちっとして、皆さんの暮らしを守っていくということも検討しながら対策をとらなきゃいかぬというように思うわけで、これから徴税対策を考える場合に、

ここのところを起点にして、しっかりと肝に据えて検討していただく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、その点について、町長、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

収納対策につきましては、議員各位に、たび重なる我々の対応のまずさ大変申し訳なく思っております。滞納対策特別委員会でも申し上げましたとおり、とにかく来年度といわず、やれるところから今既にスタートをさせていただいております。結果がなかなか出ないかわかりませんが、しかし一つの目標を持って今邁進しております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。特に、経済がこういう状況になりまして、先ほど議員ご指摘のいわゆるワーキングプアをこれ以上つくりたくないいろいろな政策を政府にも早く望みたいものだ、こんなことを我々も期待するわけでありまして。一生懸命頑張りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

この問題については、政権の座についた民主党さんのマニフェストの中にもうたわれていましたね。「毎年1兆円弱の新規滞納が生じている現状にかんがみ、徴税の適正化を図ります」とマニフェストに書いてあるんですけども、この点でいえば、住民の皆さんの暮らしを守る観点から徴税の基本点を考えていくということについては、合意できる問題だと思うんですね、多くの皆さんで。そういうことにぜひ努力をいただいて、お互いにこの滞納対策を検討してまいりたいなど、こんなことを要望して、終わらせていただきます。

○議長 大原龍彦君

以上で小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き、小原喜一郎君の2問目「学童保育の現状と課題について」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

引き続き、「学童保育の現状と課題について」を伺いたいと思うのであります。

昨日、黒川勝好君のほうから質問が咲き誇ったわけでありまして、蟹江町の状況は大まかわかっておるわけでありましてけれども、その上で私は伺うということでは、なぜかということをもまず最初に申し上げたいと思うのであります。

私は、従来から、もう耳にたこが当たるくらい「福祉と観光の町・蟹江」を目指すということを繰り返し繰り返し申し上げておるわけでありまして。それがこの十数年間、人口が全くふえません。今議会でも、どなたでしたか指摘されておりました。横ばいが続いている状況であります。毎年千数百人が転入しますが、ほぼ同数に近い皆さんが転出しています。なぜか。私は、この町がいつまでも住み続けたい魅力ある町だと思っただけでない町になっているのではないかと、こう思っているのであります。

どこに問題があるのだろうかということ考えたときに、どこの町にも負けない福祉の充

実ですね、子供たちもお年寄りもだれもが安心して住み続けたい、こう思っただけのような町、このようにしていくことがまず第一に大事ではないかなと。転出しようかなんていうことを常々考えることができないような町、こういう町にしていくことが必要ではないか、最低限「海部郡ではどこにも負けない福祉が充実の町」なんていうふうにとかですね、あるいは快適な住環境、こういうふうになっているだとか、こういうことをやっていく必要があると思うんです。そうすることによって自立の町を目指すことができるというように思うんですね。

私は、この自立した町を目指すということを従来から主張しているわけですが、そうするには、そういうふうにするということと、同時に観光の町とが有機的に結合していくと、それこそ本当に輝く町になるんじゃないかなと思うわけがあります。

それをみずからも実践していく上で、私は、環境をよくするという点で私のできることといえば、例えば新本町線の沿道の草むしりだとか、あるいは外を歩くときには必ずポイ捨ての空き缶や空き瓶やペットボトルを拾ってまいります。毎月大きなごみ袋いっぱいになります、空き缶だけでもなるわけですが。だから、私が歩いているところは、そういうポイ捨てはないと、私は、これは自分自身で思っているんですけども、自慢しているところでもあります。そういうふうにお互いがいつまでも住み続けたい地域の町にしていこうということで自覚的に動くというふうになっていただくことも非常に重要だなというふうに私は思うわけがあります。

ですから、福祉の充実した町にしていくという点でいいますと、先ほどの徴税義務の事務の問題でもそうですけれども、弱者の皆さんを大事にする町ですね、していくというか目的であります。学童保育の問題、この分野でも同じことが言えますので、そういう意味で質問するわけがあります。

そこで何うわけがありますけれども、たまたま冒頭で、私、言わなんだんですけれども、愛知学童保育連絡協議会というのがありまして、事務所は金山にあるんだそうですけれども、議員全員の皆さんにこれは送ってきたと思うんですね。たまたまこれを見させていただいて、いや、これはやっぱり一遍蟹江町はどうなっているか点検しておく必要があるなというふうに思いましたので、質問をさせていただくわけがありますけれども、そこで、繰り返しになるかも知れませんが、定員はよろしいです。あれ見てみますと、20名とか30名になっているようですね。60名になっているところも資料にはあったんですけれども、鈴木課長、こんな施設はあるんですか。これはちょっと聞いておきます。

それから、敷地面積はどうなっているのでしょうか。児童館との併設になっているのが3つあるようなんですけれども、独立で学童保育所になっているところの敷地面積とあわせて、児童館との関係でいえばどうなっているのか伺いたいのです。

それから、建物面積もそうでもあります。同じように伺いたいのです。

それから、職員数ですね。これも児童館とのかかわりで明確に区別して伺いたいわけであります。

もう一つは、運営の主体、これはたしか加賀部長が課長のときに、ご父兄の皆さんで自主的な運営をお願いしたいということを実体化したことがありましたが、その後、どのように変わったのか、そのままなのか承りたいと思うんです。指導員までご父兄の皆さんで探してきてほしいと、こんなことがあったりしたんですけれども、現状はどうか承りたいわけであります。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

それでは、私のほうから順次ご質問にお答えしたいと思います。

まず、定員の中で60名の定員のところがあるというお話ですが、実は学戸学童保育所、あちらについては単独の保育所の施設でございますので、あそこがおおむね60名の定員を設定をしております。

次に、それぞれの児童館との敷地面積の関係でございますが、まず、蟹江児童館、こちらのほうについては、敷地のほうは715平米、建物自体は292.6平米になります。このうち学童保育に係る専用部分になりますが、こちらのほうは54平米でございます。それから、新蟹江児童館についてでございますが、敷地面積のほうは1,960平米、建物面積のほうは341.31平米、うち専用部分については39平米になります。

次に、須西児童館でございますが、こちらのほうは敷地面積は744平米でございます。建物面積については328.7平米でございます、専用の学童の床面積のほうは49平米でございます。

最後に、学戸学童保育所についてですが、こちらのほうは学童保育所単独の施設でございます、敷地面積が542平米、建物面積が246平米となっております。

次に、職員の配置の関係になりますが、通常の場合と長期の休み期間でそれぞれ職員の配置数は違います。また、各学童保育所でも違いますが、新蟹江と蟹江学童保育所については通常2人体制で、休み期間1人プラスの3人体制で行っております。須西については通常1人体制で行いまして、休み期間は2人体制で行っており、単独の学戸学童保育所については通常午前中1人で、昼から3人体制になります。長期の休み期間については朝から4人体制で学童保育をそれぞれ行っております。

最後の運営主体はということでございますが、運営のほうはすべて町がやっておりますが、以前、学童の保護者会というお話がありますが、それぞれ開設時間が通常の休み期間ですと8時半から6時ということが開設時間になっておりますが、ご父兄の中には共働きの家庭については朝早く、どうしても7時半とかそういう時間帯で、帰りのほうも6時ではなくて7時ぐらいまでというようなご父兄もみえますので、その通常の開設時間、休み期間の8時半から6時を超えた部分については、各学童保育所の保護者会のほうで指導員を見つけ

ていただいて、自主運営という形を今現在とらせていただいております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、これはもちろん法律はございませんので、それぞれ学童保育協議会でも、これ協議会の案として示しているわけでありますが、私はこの案はほぼいい案かなというように思っておるわけでありましてけれども、それで、この案の内容で見てみますと、職員配置は常時2名というふうになっていますよね。だが今伺いますと、須西の場合は1名、休日のときだけ2名と、こういうふうにしておるようではございますけれども、この辺は改善の余地があるのではないかなということが一つですね。

それから、面積ですけれども、児童館と併設しているだけに、その辺の対応の仕方ですね。例えば児童館にたくさんの子供が集まってきた場合に、学童保育とのかかわりで、例えば園庭の使用の問題だとかいろいろ問題が出てきますよね。そういう点はどのようにしているのか伺いたいと思うんです。

あわせて職員ですけれども、児童館の担当の職員と学童保育の担当の職員と入れかえたりなんかいろいろしているのか、児童館は児童館で明確に何のだれさんとしているのか聞いておきます。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、園庭の問題でございますが、施設によりまして広い運動場を持っている施設もございます。ですので、学童と児童館に来ている子供たちによっては多少1人当たりの面積が狭くなる場合もありますが、一応は学童へ来てみえるお子さんと児童館へ遊びに来ているお子さんは一緒に遊んでいただいているというような現状になっております。

職員についてもですが、あなたは学童だけやりなさい、あなたは児童館だけというのは、弾力的に指導をしてもらうためにははっきりと明確的には区別はしておりませんが、採用する場合は、一応はあなたは学童というような形で職員のほうは採用をしております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

今後とも、そういう職員の児童館と学童保育所の関係は明快に区別してもらう必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、運営の問題ですね。

そうそう思い出しました。早朝、つまり8時半以前からの問題でしたですね。これは今もそのようにしているわけなんですか。今は、実際、そういう人たちがみえるかどうか、まず聞きます。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

今も以前と変わらず、早朝と6時過ぎも以前と同じように保護者会のほうで指導員を見つ

けて行っていただいております。今現在、実施している児童館については、通常蟹江、新蟹江と須西と、当然単独の学戸学童保育所も行っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

日本共産党は、きのう黒川議員がおっしゃってみえた何とかスクールでしたですね、余り賛同はしていないんですよ。なぜかという、こういうきめ細かなことができない。学校施設を使って学校教育の関係でやるのと、お母さん方の仕事の手助けとしてやる行政の構えとは違いますからね。そういう点で余り芳しいと思っていないんですけども、ここの問題でちょっと伺っておくわけでありましてけれども、指導員の方は有資格者でございますか。ご父兄の皆さんがやっていると違いますか、交代か何かで。この辺のところをちょっと見きわめたいなというふうに思うんです。

やっぱりできることであれば、有資格者で常時勤めていただける方、ただ、確かに短時間ですので、だとするとなかなか来手がないということが問題としてはありますね。わずか1時間や2時間で早くからと、そういう問題はあるかと思うんですけども、そういう人を探すことも一つは必要ですけども、あるいは職員の労働条件とのかかわりがあるかもしれませんが、職員の中だけのその対応はできないかどうか、その辺を承りたいと思います。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

早朝と時間外の6時以降、学童保育所の保護者会の方が探してみえる指導員については、私のほうは恐らく保育士だとか教員の免許を持ってみえる方であろうとは思っておりますが、しっかりしたどういった資格を持っているかというような話を保護者会のほうには確認はとっておりません。

児童館については、当然のごとく法律で決まっておりますので、資格のある――資格といますと保育士の資格、それと学校の教員の先生の資格ですね、そういった資格の方については常時来てみえる、臨時の方についてはそういった資格を持った方を臨時として採用はしております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

そういう指導だとか口を挟むことはやっていないということは、一つ逃げの配慮ではないかというふうに思うんですけども、なかなかそう簡単に指導員の皆さんがご父兄の皆さんの力だけでしょっちゅう確保するというのは難しいと思うんですよ。例えばご父兄の皆さんが入れかわりでやるだとかいろいろあるんじゃないかなと思うんですが、実態は、これ想像だから知りませんよ、あなた方も把握していないというから、言うわけですけども、できればその辺のところを避けたいなということを思いますね。

ご父兄の皆さんがもしやっておるとすれば、事故でもあったらという、そういうことはい

つも思っていられちゃうと思うんですね。そういうことも思うと、やっぱりその辺はしっかりと対応できるような体制を整えていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、これは要望として申し上げたいと思います。

それから、開設日は、きのうちちょっと伺ったわけでありまして、開設時間は平日は何時間拘束ということになっているんですか。それから、休日は何時間ということになっているんでしょうか、伺います。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

開設日のほうでございますが、日曜、祝日、年末年始は休みになっておりまして、平日については学校の授業が終了してから午後6時まで、夏季等の休暇、長期の休みになります。こちらのほうは午前8時から6時までとなっております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

一日保育の場合は、休みの土曜日なんかもそうですね、8時間。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

土曜日等も午前8時からと6時までとなっております。

○7番 小原喜一郎君

さて、これは最後に、保育料でありますけれども、蟹江町は6,000円と1,000円ということですよ。海部郡でたしか取っていないところもあるんですよ。愛知県下で保育料を取っていないところが結構多くあるんですよ。私は、児童館へ来る子供たちとの関係からすると、少しやっぱり、仮に取るにしても、確かに指導員のお世話になるわけですから、常時、しかし6,000円はちょっと高いなということを思いますね。

今日、ワーキングプアの状況が進行する中で、奥さん方もその手助けということで働きに出るケースが多くなっているというように思うんですけども、そういう中で6,000円は少し酷ではないかなというように思うんですけども、この点はどうでしょうか。

これは町長に聞いたほうがいいというように思うんですけども、生活保護世帯の場合にはどのようにしているかちょっと伺いたいわけでありまして、もし保育料を納めるとすれば、生活保護費に上乗せしてもらうこともあるんじゃないかと思うんですが、だから明確にする必要があると思うんですけども、生活保護世帯の中で保育所に預けられている方もみえるんじゃないかなと、そんな事例があるかどうか伺いたいと思うんです。あれば、このところは配慮する必要があるんじゃないかと思うんですが、無料にする、ないしは取っても、これはたしか生活保護基準の中には必要経費として算定していただけるようになっているんじゃないかと思うんですけども、その辺も含めて伺います。

○町長 横江淳一君

昨日の黒川議員のときもそうでしたが、学童保育と児童館の区別がなかなか一般

の町民の方にもわかりづらい部分があるというのは、これは事実であります。それで、施設がある・ないの問題もありますけれども、特に、私も議会議員のときから、この学童保育のことについては若干力を入れてきた議員の1人でありました。そういう意味で、今後、世帯がふえるであろうこの学戸地区に、新たに学童保育の施設をつくっていただきたいという要望を前町長さんに私も申し上げた経緯が実はございます。

そのときに保育料の話もさせていただいたというふうに私も記憶をいたしておりますし、一般質問を多分したと思っておりますが、何月だか今急な質問でちょっと覚えておりませんが、実際に、スペース的な先ほど言いました面積の点がございまして、特に保育料だけについていえば、これ、見直しは相当されてきたと私は思っております。それと、基本的に生活保護世帯は無料でございます。これは、多分議員知ってみえると思いますが、この6,000円が高いか、あとおやつが要らないからもうその分要らないんじゃないかということも言われる保護者の方も実はおみえになります、これも事実。

あと、それと児童福祉法に従いますと、学童保育はおおむね10歳までだということこれもうたわれておるわけでありまして、4年生、10歳以上の方についてもやっていただけないかという要望も、これも年々あるわけでありまして。そういう意味で、ちょっと先ほどご質問いただきました自主運営の方が今この地域で頑張っているというふうなところ、できれば、今度その自主運営のところを、1つ給食センターの横の蟹江児童館、そこでもう少しやればいいのかという感じが今しておりますけれども、ただ、その枠を広げることは考えても、保育料のことにつきましては、今すぐになぶるということは考えてはおりません。

ただ、子育てに対して若干の負担をいただく、これは親の使命だというふうに思っております。ただ1カ月25日、1日250円から300円ですね、それを何とか捻出させていただくというの、これは親御さんに頑張ってもらえることじゃないのかな、町としても別の形でバックアップはさせていただきますが、今現在、保育料について改定するということはちょっと考えておりませんが、今後、またいろいろ皆様方からご審議をいただくことがあると思っておりますけれども、その節にはまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

あと施設の点で、各小学校区ごとに学童保育所をとということでいいかと、舟入がないわけですね。今、課長に聞いてみると、舟入という地域は独特な地域で、お子さんは全部おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしてございますと、だから要求はないと、こういうようなお話があったんですけども、しかし、私は、これから舟入地域も変わってきていますし、アパートや建て売りも結構できてきましてね、だから若者夫婦が別居する例もたくさん出てきておりますし、だから要求が出てくるんじゃないかと思うんです。いや、もう既にあるんじゃないかと思うんです。

しかし、学童保育所へ通うのに舟入小学校から新蟹江の学童保育所へ通うならちょっとありますよね。蟹江の学童保育所も線路の北側に来るとかなり遠いですよね。そういう点からすると、小規模ながらも考えなきゃならんんじゃないかなということを感じるんですけども、その辺はどのようにお考えか承りたいと思うんです。

町長が今おっしゃられた中学校のところのものをまだ引き続きということであれば、そこへ通うかということ、それでもちょっと遠い感じがしますね。そういうことを思うと、舟入もやっぱり1施設必要ではないかなというような気がします。これは、学区編成とのかかわりの問題もあるかと思えますけれども、将来的には大きな問題として考えていただく必要があるのではないかというふうに私は思うんですが、この辺はいかがでしょうか。それが1点であります。

それから、施設の中身ですね。耐震耐火性あるいは天井や壁が、あるいはカーテンや敷き物も防災処理が必要ですので、してあるかどうかですね。それから、玄関や窓のガラスですね。これは小・中学校でもそうですけれども、割れても角が立たないガラスを使う、今、丸く割れるガラスがあるんだそうですけれども、そういうのを使うだとか、窓には落下防止の手すりをつけるだとか、それから、壁・床はクッション性を持った物を使うだとかいろいろあるようですけれども、シックハウス症候群なんていうのがあるんですね、これを引き起こす要因を取り除くための素材を使うだとか、こういうことは当然ながら検討されていないと思うんですよ。施設の面積確保もあるんですけれども、あわせて将来的には、ぜひそういうことも検討した施設にしていきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

施設の中身につきましては、担当がこの後またちょっと答弁させていただきたいと思いますが、児童館のあり方についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど来ちょっとお話をしました本町児童館につきましては、まちづくりミーティング等々、それから町民の皆様方のメールだとか、それからお電話も含めて、近鉄の南側の踏切を渡るのは大変危険だと、できるだけ早い時期に本町の地区に、近鉄より北の地区に児童館をつくっていただきたいという話は、これは今一、二年前の話じゃなくて、もっと前からあった話ではありますが、なかなか公的な土地が得られないという事実もございまして、できればという話をしていた中で、今回、議員の皆様方にお示しをいたしました南保育所改築の際に、仮設を建てるよりも、建てて壊すお金があるんだったら児童館と学童保育の併設施設はどうだという全員協議会でのご提案などさせていただいたわけではありますが、あご後の使用目的につきましては、自主運営をしたいという方がやっぱり本町の方でもたくさん実はおみえになります。

それで、学戸のほうでは学ミンズさんという自主運営のグループの方がおみえになりまして、毎年必ず1回か2回町長室にお越しいただきまして、いろいろな意見の交換を实はさせ

ていただいております。そこでいろいろな情報を私としては得るわけでありませけれども、そのときに、それぞれの学区の代表の方がおみえになりますので、本町の方はどうですか、新蟹江の方はどうですか、舟入の方はどうですかという話も聞くわけです。

そのときに、やはり舟入の方は、先ほど舟入の学童保育の話がされましたが、ふれあいプラザで十分だと、逆に言うと舟入の小学校のことをやっぱりおっしゃられる方がほとんどでありまして、学童保育をとという意見は、今のところ舟入学区の方からは出ておりません。すべての意見ではないと思います。

本町については、何とか自主運営のやかたをとということで、今、旧給食センターを取り壊ししました後、芝生グリーン化にいたしまして、その一部を駐車場にして、そして児童館を再利用させていただき、自主運営のやかたとして使ったらどうかという提案を今させていただこうかな、こんなことを思っております。

学童保育につきましても定員60名であります。実は夏になりますと満タン状態であります。もう一つ新しいのをつくってくれと言われるのも、実はこの地区があるわけでありませ。そういう意味でいくと、この11平方キロという狭い地域でありますけれども、それぞれの学区ですべて問題が違ってきております。

そんな中で、とにかく舟入については、今そういう問題がとりあえず今の時点では起きておりませなし、小学校の今後の問題等々も含めて、これから検討の課題になるのかな、こういうふうに思っております。

あと、シックハウス等々について、防災処理については、担当からお答えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

施設の中の防災処理等、地震対策等の窓ガラスの飛散防止のような関係になりますが、そういう防災処理等、それと飛散処理のフィルムを張って飛散防止というような形もありますが、今のところまだそちらのほうの対策というほど考えてはございませなし。今後検討していかなきゃならない部分はあると思ひますので、よろしくお願ひします。

○7番 小原喜一郎君

なるほど町長の説明でよくわかりました。自主運営の芽というのはかなりあるんですね。私の地元の町の奥さん方が言ってみえたんですけれども、この報告書にも年に6回町長との懇談があるというように載っていますけれども、それなんですね。それはひよっとしてあそこでやっているのと違いますか、その。その駐車場をとられちゃって困るという、まちの駅で、そういう要望が実はあったんですけれども、そういうことなんですか、わかりました。

それで、最後に要望して終わりたいと思ひますけれども、施設の関係と児童館と学童保育との分離ですね、これをはっきりさせるということについては、ぜひ引き続きご努力をお

願いをして、施設の改善も要望として申し添えたいと思います。

終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で小原喜一郎君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時40分から始めます。

(午前10時22分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き一般質問を開きます。

(午前10時40分)

○議長 大原龍彦君

質問9番 高阪康彦君の「わかりやすく、魅力ある公式ホームページに」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただき、一般質問通告書に従い、「わかりやすく、魅力ある公式ホームページに」という演題で質問をいたします。

現代は情報の時代、「情報を制するものは世界を制す」とも言われています。私たちは、日々いろいろな情報を受け取り、それを判断して行動します。情報の入手先は世間話から始まり、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌などが考えられますが、主にはテレビ、新聞などのメディアから情報を得ていると思います。

メディアの情報の特徴は、伝達の範囲が広く、速いということであり、また受け取るだけの、つまり一方通行の情報であると言えます。テレビで、バナナがダイエットによいという情報が放送されますと、数日後にはスーパーからバナナが消えるという事態が起きます。2005年の小泉郵政解散は、小泉劇場とも言われ、日本じゅうがメディアの情報に踊らされたのではないのでしょうか。これらのことは、情報の怖さを感じるとともに情報の利用の仕方によっては大きな効果が期待できるとも考えられます。また、情報を発信する者には正確な情報の提供と迅速性が求められると思います。

町の発信する情報公開の中で、このような状況に対応するものとしてホームページが考えられます。ホームページを閲覧するためにはネット環境が必要ですが、最近ハード面のパソコンも能力がよくなり価格も下がっています。パソコンの所有率が70%台となり、携帯電話利用者の98.99%がパソコンを所有していると言われています。また、光通信、ADSLなど高速通信が普及してインターネットが高速でつながり、ますます便利に使えるような

っています。

ネットに抵抗のあった中高年の方の閲覧も増加をしています。最近のニュースに、高齢の方がネットで婚活をして、相手の女性からひどい目に遭ったというニュースがありました。中高年の方々も抵抗なくネットを利用することが普通になっています。こういった環境から、町の公式ホームページの閲覧者も増加していると思われますし、その重要性も増していると思います。

そこで、まず、ホームページに関する基本的な事柄を3点ほどお尋ねをいたします。

1つ目は、現在、公式ホームページの担当、責任者、年間の費用とその契約内容、また開設年月日をお知らせください。

2つ目は、ホームページの容量に制限があるのか。

3つ目は、更新の頻度とその方法はどのような手続をしているか教えてください。

#### ○企画情報課長 鈴木智久君

現在、ホームページ上に出ささせていただいておりますデータにつきましては、企画情報課のほうで収集し、監修をしております。ですので、課長である私が責任者であります。年間の費用は84万円で委託契約をしており、契約内容は、ホームページトップページのメニューにあります各項目の情報更新と、あとは新たなページを追加した場合における企画、デザイン、画像などの処理業務を行っております。開設は平成13年10月19日、この日が町のホームページの開設日でございます。

続きまして、ホームページの容量ですが、これは最大容量値は1ギガバイトであります。現在は515メガバイト使用しております。

次に、更新の頻度ですが、これは年間大体150件から200件ぐらいのデータ更新を行っております。更新の方法及び手続につきましては、各課からワード、エクセルなど作成された更新データを企画情報課のほうに送付してもらおうと同時に、掲載場所、掲載内容、掲載期間の確認をした後、業者のほうに更新依頼をかけます。更新される際は、業者のほうから仮アップという状態でメールが送信されまして、企画情報課及び各課のほうで確認を行った上で本アップさせていただいております。

以上でございます。

#### ○5番 高阪康彦君

今お聞きしましたことは、私が平成18年の6月議会で町のホームページの考え方はという演題で質問した、ほとんど同じ内容なんですね。答弁のほうも全く同じでございまして、3年ちょこっとはたっているんですが、余り変わっていない、全く同じ答弁ですね。年間の費用も84万円で、英語版が10万円だから94万円というような答弁も聞いておりますし、それから、アウトソーシングも一つの選択であり、自前部分と委託部分を分けて考えたい。

そのとき私が特に言ったのは、更新の仕方を言ったわけです。要するに、ホームページの

生命というのは速さでありまして、今日あったことがすべて明日には通じているという、町の更新の仕方を今聞きますとまだ3年前から全く変わっていないわけですが、とにかく遅いということですけども、ちょっとまた後で言います。

そこで、町の公式ホームページを見た方の感想を聞きますと、余り芳しくない批評を聞きます。ついこの前のことですが、ある会議の席上でホームページの話題となりましたが、同席した方から、町のホームページはつまらないねと言われました。そのとき、町の職員の方も同席しておみえでしたのでよくわかると思いますが、公式のホームページがつまらないということはどういうことなのかよくわかりませんでした。この方は、当然ですが、いろいろなホームページを見て比較をされていると思います。

13年が開設ということですが、ホームページが初期のころはただわかり切った情報を配信していればよかったです。現在は、やはり閲覧される方のそれぞれの思いとか嗜好とかありますので、ホームページにいろいろな工夫をして、その方たちにある程度の満足を与えることが求められているのではないかというふうに思いますので、一般質問用紙に8点ほど質問内容を書かせていただきましたので、そこの中から2点ずつに分けて質問いたしますので、答弁をお願いいたします。

まず、町の公式ホームページにアクセスしますとトップページという一番最初の画面ですが、これはフレームセットといたしまして左側にこう項目がありまして、項目をクリックすると右側に画面があらわれるという、大体ホームページでよく使われるパターンですが、これは左側にありますけれども、上側にあるホームページもありますね。

それで、一番上から、まず項目に、町の概要、それから歴史・文化・観光、施設案内、各課のページとかずっとありまして、これが21項目があるわけですが、そこの中から私が見た中でこれはどうかという点がありますので、それをちょっと聞きますが、少しマニアックな質問になるかもわかりませんが、もしわからなかったらわからないと言ってください。

まず、町の財政状況です。財政状況というのは、どこの市町のホームページを見ても、まずトップ画面からずっと入れるようになっておるんですね。ちなみに海部郡のを調べてみましたけれども、蟹江町と同じようなやり方をしているのは大治町だけで、あとの市町村はみんな大体開いたトップ画面から財政状況というのがすぐわかるようになっています。財政状況というのは、要するにその町の予算・決算という内容ですが、我々も視察に行く場合は、まず、そのホームページを開いて、その予算・決算を見るわけですが、一般町民の方は税金がどうやって使われているのかという関心のある方が見られると思います。

町の場合は、まず各課のページのところをクリックして、それで総務部の中をクリックして、その中からまた財政の項目がありますね。だから4遍ほどクリックしないと入れないんですね。

まず、一番最初に問題なのは、町の財政はどうなっているかなというふうに思って、まず、見ようと思いますと迷うんですよね、これ。確かに総務課のほうがこういう仕事をしてみえますので、総務課の中に入れられるというのも、大治町さんは一緒ですね、そうしてみえますが、私はよその市町と一緒に、まず財政状況というのはやはりもっと浅い階層といいますか、トップページからすぐ入れる、そういうふうにしたほうが良いと思いますが、どうでしょうか。

2つ目は、町の歴史・文化・観光施設案内の画像が小さ過ぎますね。小さ過ぎるといいまでも、これは表示のソースを見ますと500ピクセルというんですからそんなに小さくはないんですが、中の図が小さいんですよね、画図が読めないですよ、全く読めないんです、ただあるだけ。

ですから、ここの画面の中に、実はPDFで見られるようなものが入っているんですよ。それをリンクさせて、そこへ張りつければ、このGIF画像ですけれども、この画像が大きくなるのがPDFで見られますので、これでは全く見たときに、課長、見られたことありますか、見たときに、ここの下の吉川英治句碑をクリックするとぱっと飛ぶんですが、これはどの辺にあるかということがまずわからないですよ、この地図では。

ですから、このところにあるんですよ、町の中に大きくしたのが、PDFで。それを飛ばしてPDFで見れば、PDFですからパーセントで大きくさせていくことができますのできれいに見えます。そういう工夫をされたらどうでしょうかということです。

それから、名所のところも親鸞聖人の腰掛石というところが、大字蟹江本町の下が後がないんですよ。蟹江の人でも親鸞聖人の腰掛石がどこにあるかと知っている……、知ってみえる人は知っていますが、知らない方は知らないですよ。だから、そのところに宝とか、その下に住所があればわかりやすい、こんな小さいなことですけれども。

それと、上の4つですね、吉川英治から親鸞聖人までの4つには、グーグルマップなんかついていないんですよ、課長。富吉神社から下のほうはグーグルマップがついているんですけども、これはどうしてかなということですね。

まず、その2点をちょっとお答えください。

○企画情報課長 鈴木智久君

いろいろとご指摘ありがとうございます。

財政状況につきましては、大体2階層目で閲覧していただけますように、業者のほうに依頼しております。ですから、フレームセットのところには財政状況一覧というような項目を立てて、直接総務課の財政状況のところへ、階層へ飛んで、そこから見るように、今ちょっと依頼をかけておりますので、もうしばらくお待ちください、すみません。

それから、歴史・文化・観光各施設案内の表示ですが、イラストマップですので大変ちょっと見づらくなっております。画像自体もそれを横幅かけますと横スクロールが入る関係

で、その枠自体も大変大きくすることが見にくくなるということでちょっと心配しておるところなんですけれども、実際、今現在、アクセスマップといいましてグーグルマップを活用させていただきまして、地番のついている部分についてはそこへ飛ぶように、直接グーグルの地図を閲覧できるようにはしてございます。そこにピンを立てて位置はここですよというような表示もさせていただいております。

言われるように、グーグルのほうのマップにピンを立てる場合に、住所を確定する場合に地番がないと指定ができないということもございまして、そういう関係で正規な地番のないものにつきましては、ちょっとグーグルのほうへ飛べないような状況にはなっております。その辺につきましては、また何か違う方法もしくは近隣の地番で表示ができれば、実際に位置を確定することができるんですけれども、町が出しております地域、施設等の地番と違った表示がまたグーグルのほうで表示されるというようなこともございますので、ちょっとその辺精査をさせていただいて、もう少し地番のないものについては明確な表示ができるようにさせていただくように、今考えております。

それから、親鸞聖人の腰掛石につきましては、これは、今現在、正しく表示をさせていただきました。どうも大変ご迷惑をかけました。

以上でございます。

#### ○5番 高阪康彦君

財政状況は、やはりトップ画面からすぐ入れるようにしていただきたいと思っておりますし、このイラストのマップ、これ本当にきれいにできていると思うんですよ。多分雑誌か何かでこれはスキャン等でとったのかですが、これを大きくしますと、やっぱり画像ですからぼけちゃうんですよ、無理なんですよ、これはこれだけのものなんですけれども、やっぱりそこにPDFに飛ぶようにして開かれたほうがいいんじゃないかと思っております。

次に、3点目と4点目を質問します。

施設案内に蟹江町給食センターがありません。なぜなのか。よその市町からも視察に来られるほど蟹江町にとって最新の設備であります。それが9月ですか、稼働してもう3カ月ぐらいたっていますか。それがありません。なぜか。

それから、4番目ですね。町長への手紙という項目がやはりありますが、これは直接町民から声を聞くというメリットがあります。ですが、ややもすると誹謗中傷のメールとかからかいのメールもあると思っております。私もホームページを出しまして、当時、掲示板というのがやりまして、掲示板をつけましたら、もう1週間、2週間目からもうひどい書き込みがありまして、結局それは閉鎖したんですけれども、そういうことはないのかということをお聞きしたいのと、また、町長へのメール数というのは大体どれぐらいあって、その対応はどうされていますかということをお尋ねいたします。

#### ○企画情報課長 鈴木智久君



それから、バナー広告ですが、現在10枠ありまして、広告枠は全部埋まっております。金額ですが、10社のうち8社につきましては4月から3月まで、残り2社は10月から3月と11月から3月までとなっております、収入は合計45万5,000円、これは平成21年度の恐らく決算になるかなというふうに思っております。

既に来年度、22年4月からの広告の募集は行っておりますが、今のところまだ申し込みの依頼は来てございません。また時期が参りましたら、今現在広告していただいています企業等にまた継続の案内等を出させていただいて、あそこのバナーのところがすべて埋まるようにまた努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番 高阪康彦君

意外と多いのはびっくりしましたけれども、電子申請のシステムが291件、これ具体的にはどういう申請なんですかね。

○企画情報課長 鈴木智久君

汎用の受け付けシステムとしましては、付記転出届といいまして転出証明をとるのが1件、それから児童手当の現況届、こちらのほうが2件、それから所得証明が4件、それと、あと簡易申請システムといいまして、これは町政モニターの募集であったり、あと、がんの検診の受け付けであったり、いろいろなアンケート等に使うようなシステムもございますので、そちらのほうで使用しましたのが、先ほど言いました284件ということで、計291件の申請受け付けとなっております。

以上です。

○5番 高阪康彦君

わかりました。

次に、7番目、8番目です。

町のホームページ、やはりテキストという文章のほうが多いんですが、この文字が大きいとは言えません。私たちのようにこう年を食いますと小さい字が読みづらいんですね。飛島村さんなんかのホームページを見ますと、画面の上に字を大きくする方法というのが書いてあるんですね。ネットになれた方は自分でもさわれますけれども、そういうふうなのがやはりちょっとした心遣いですが、蟹江町はありませんので、メニューバーをクリックして表示か何かのところでやれますけれども、そういった心遣いはできないかということです。

それから、8番目ですが、当町のホームページには非常に画像が少ないということですね。それから、今の歴史・観光の施設とか施設案内の写真も、これはJ P E G画像という、写真はJ P E Gの画像を使うんですが、圧縮し過ぎたか何か知りませんが、容量を落としたんだと思うんですが、全く汚いんですね、本当にいい写真じゃないですね。普通写真というものは何でもですが、大体実物より写真がよく見えるもんなんですよ。町

の歴史・観光の写真を見ても、あ、何だい、これ、全くみすぼらしい——みすぼらしいということはない、写真がよくないんですよ。

一つには、やっぱり画像が小さい。ワイドが二百二、三十ピクセルですか、ちょっと小さいのかなということもあと思いますけれども、総体的に。今、私もよくやるんですが、デジカメで撮ってきて自分でこう修正して、後から容量を少し落として載せますと本当にきれいに写真が出ますんですよ。そういう写真を結局なぜできないかということになりますが、これはまた最後に私、要望で言いますけれども、特に歴史・観光面とかそういうところは写真が非常に訴えるものがありますので必要だと思いますが、なぜ写真を使わないのかと。質問用紙どおりに質問していますが、お答えください。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、文字につきましては、本当に大変気が回らず申し訳ありませんでした。フレームセットのところに載せるのが一番よろしいかと思うんですけれども、当町の場合、左側についておまして、これトップページを外れますとどうしてもここで見るしかないものですから、縦に長いものですから、なかなかこの位置へ出そうかなというようなことをちょっと思っておりますが、とにかく通告していただきまして、飛島村のほうも見させていただきました。

それを見ますと、やっぱりフレームセットの上に文字のサイズというところの案内が出ておりましたので、上のところに表示されますと、これは大変よくわかるわけなんですけれども、左のところで縦位置で結構長いものですから、スクロールしてまた見るということも変な話になりますので、一回表示場所につきましてはまたちょっと再度検討させていただいて、とにかくそちらのほうの案内は出せるようにはやっております。

それから、画像が少ない、特に写真が少ないということなんですけれども、決して写真の掲載を避けているわけでもなんでもないので、確かに、歴史・文化等々を見ますと、古い写真で外観の外景の写真が1枚だけが張りつけてあるというような内容のものが多いので、今後、写真の内容のほうにつきましては、また一度検討させていただいて、枚数とか、あと写真のサイズなども検討させていただいて、またより充実した案内にしたいなと思っております。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

横に今の項目があっても、例えばそこでやろうと思えば、中の画像を張りつけて、そういうリンクをつけて次のページに、そういうことやれば別にそんな難しくなくやれます。そういうスキ間のところに何かつくって、大きく見え方というようなもの、画像をG I Fでもなんでもいいですがつくって、張りつけてそれにリンクされれば、そういうふうになれると思うんです。

いろいろお聞きしましたが、これから私の要望になりますんですが、皆さん、何か蟹江町の公式ホームページはつまらないとかおもしろくないとかわからないとかと言われるんですよ。その理由というのが余りよくわからないんですよ。なぜかなど。ある方は説明が少ないとか、要するにわかりにくい。なぜわかりにくいのか。それは自分の思ったところへ入れないというのもわかりにくいかもしれませんが、文字が小さいのもあるか、いろいろ考えられるんです。

それで、その根本は、私はこういうふうに考えます。それはみんな業者委託をしているからです。自分たちがつくって、自分たちが見て、自分たちの町を紹介すれば、必ずいいものができるんですよ。ところが、自分たちが写真を撮って、それを送って、更新の仕方といっても3年前と何も変わっていません、ここですね。

私の3番目の質問で、町で更新はできないかというふうに、アウトソーシングも選択の一つであり、自前部分と委託部分を分けて考えていきたいという答弁をいただいています。ホームページというのは、課長わかりますね、一つのファイル、要するにHTMLという例のファイルで、一番最初に開くと、インデックスHTMLだとか開いて、そこからずっと分かれていくんですよ。

このファイルさえいただければ、役場などのパソコンでも業者からファイルをもらえれば、あと暗号があると思うんですよ。そこのサーバーにつないで、もう簡単に更新はできるんですよ。それがこの前聞いたら、もうできないと言われるんですが、これ少しそれをちょっと詰めていただくといいんです。

例えば1カ月前の町の人口が変わりました、人口が3万6,800人が3万7,000人超になりましたと、それを変えるのにわざわざワードかエクセルで打って、向こうへ送って、向こうの人に変わってもらうということですよ。そんなことくらいはもう、その画面を開いて、打ち直して、再アップすれば簡単に更新なんてできるんですよ。画像なんかといえば、それは自分でつくらないかんし手間かかりますけれども、文字を直すくらいはわけないことです。

ただ公式ホームページですので、セキュリティの問題とか個人の責任問題もありますけれども、今も言うように、私がこの前お会いした方にまたお会いしまして、どこがつまらないのと聞いたんですよ。もう一言言ってくださいと言ったら、その方が言われたのが、私ホームページを見て足湯に行ったんだけど、たまたまその日が休みだった。なぜあのことをホームページに書いてくれないかとかという、要するに更新が遅いんですよ、それは言われました。

ですから、要するに一番最初に言いましたが、ネットというものは迅速性なんです。今日あったことが明日に全国で伝わっているんですよ。バナナのダイエット、女の人がバナナを食べばやせると聞いたら、みんなバナナを買うんですよ。スーパーにバナナがなくなる、そういう速さなんですよ、これ怖いんですけども。

ですから、私は、いろいろありますけれども、つまらないとかおもしろくないというのはそれぞれ個性の感性がありますので見る人によって違ってきますが、公平なところがあります。それは、一番肝心なのは、企画情報課長が担当者ならば自分で見てみて、例えば歴史の紹介でしたら、ああ、ここを紹介したいといったらいい写真を載せて、そこへ説明文も書いて、そうしますとアクセスした方がそれを見て、あ、蟹江町へ一遍行ってみたいよとかというのが、頭を使って銭を使わなくて人は来るんですよ。そういうことを私はやっていただきたい。

要するに、お忙しいから、広報のK i s s もやらないかんし大変だとは思いますが、やはり自分たちでつくって自分たちがやるという姿勢がないと、すべて業者に任せてお金を払っておればそのほうが安く上がるんだというんじゃないかと、やはり自分たちの町は自分たちで考え自分たちが写真を撮り、それを知らせ、少しでも町民の方に理解してほしいし、施設なんかに来ていただこうという、そういうことを考えてほしいんです。それがまたホームページのいいところであるんです。

ただ機能、わかり切った何が、各課はこういうことをしていますよ、こういうことをしていますよというだけでは、今まではよかった、もう皆さんがホームページにアクセスする時代ですから、皆さんそういうことを言われるんですよ。時代が進めば、広報K i s s なんか出さなくても、PDFで出して置いて、各家庭で自分の好きのところだけプリントアウトして見てもいいという時代が来るかもわかりませんよね、私らが生きておる時代にはないと思いますけれども。

そういった意味で、何かちょっと質問がおかしくなりましたが、ぜひともホームページの重要性ということを考えて、やはり自分たちがつくって、見た方が、あ、これはすばらしいな、ここへ行ってみたいとか、あ、蟹江町さん、こんないいことをやっているんだとかということ、やはりどうやって知らせたら一番いいんだとかいうことを考えてほしいんですよ。

ホームページをつくる、最後ですが、この前、課長、ちょっと言われましたんですけど、最後にお伺いしたいんですけど、簡単な更新が何かできるとかできないとかと試してみえたんですけど、ちょっとその手順のところをもう少し一回答えてください。

○企画情報課長 鈴木智久君

今、通常行っております手順につきましては、一たん業者のほうにデータのほうを送信をし、とりあえず仮アップという格好でうちのほうにメールでもらいます。その内容を確認した上で連絡をして、本アップということでサーバーのほうに入るというような手順でございます。

○5番 高阪康彦君

何度も言いますように、ちょっと業者さん、どういう契約になっているかわかりません

が、あの形というのもやはりちょっとした特許じゃないけれども、個人のあれですから、簡単にあれ盗もうと思えば簡単に盗めるんですよ。あと部品さえ入れれば全く同じものができますよね、ソースというのを開けば。

皆さんがそのファイルをいただきますと、あとはサーバーにつないで、暗号がありますので、暗号さえ教えてくれれば簡単に、難しいことはできませんが、要するに文章なんかの更新なんてその場ですよ、瞬間ですよ、もう。かえってぴっと送れば変えるんですよ。ぜひそういうことを少しちょっとぜひ相談といえますか、勉強していただきたいなというふうに思います。

もう一つ、最後に、ちょっと要望があるんです、ごめんなさい、一つ。

今、社会福祉協議会というのがありまして、町とは別の組織になるかもしれませんが、あそこのホームページがあるかないか知りませんが、町の項目からリンクでもいいんですけども、やはり社会福祉協議会というのはいろいろなことをやっていますので、やはり興味のある方は多いんですよ。

つい最近、私はちょっと生活保護の方をやらさせていただいて知ったこともあるんですが、そういうことも知らない方もみえますので、ぜひ町のほうからも社会福祉協議会のホームページもつくっていただいて、そこへリンクさせるというようなこともやっていただきたいなと思います。これは要望しておきます。

以上で終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問10番 山田乙三君の1問目「「予防ワクチン公費負担」課題を質す」を許可いたします。

山田乙三君、質問席へお着きください。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

何かと事件を初め暗い話題のあった蟹江でありますけれども、昨今、明るい話題が2件ほどございました。

それと申しますのは、蟹江中学校の生徒諸君が大阪城ホールですか、それから埼玉のほうで、マーチングバンドで非常にレベルの高い演奏をしていただきました。生徒諸君は、大阪にしても埼玉にしても、全国レベル、全国大会ですから非常にハードルの高い中でやられたことは、恐らくこれから長い人生の中で非常にいい経験をされたな、それと忘れてならないのは、指導をされる先生あるいは保護者の方、衣装といえますか、それも手縫いでやっておられる姿を再三見させていただきました。

いずれにいたしましても、結果よりそういう経験をお積みになられた、こういうことに対

して深い敬意と感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

もう一点は、せんだって愛知駅伝で、あいにく天候不順でございましたけれども、実は私も現地へ行って応援させていただくとよかったわけですが、都合がありましてテレビで観戦させていただきました。その中で、市町村の部で蟹江町が大活躍をしていただいた、この姿もまざまざと見させていただきまし、蟹江町という旗ですね、これがなびいておったことも画面の中から見させていただきました。

いずれにいたしましても、蟹江町のために頑張っていた、こういうことに深い敬意と感謝申し上げ、一般質問に移らせていただきたいと思います。

タイトルは、「「予防ワクチン公費負担」課題を質す」でございます。

子宮頸がんの予防ワクチンが、日本でも今年10月16日に正式に薬事法承認がなされました。

子宮頸がんは、膣につながる子宮の入り口（頸部）にできるがんでありまして、女性のがんでは乳がんに次いで多く、年間1万人以上がかかり、3,500人以上がお亡くなりになると推定されております。

原因は、ヒトパピローマウイルス、通称HPVというウイルスによる感染でありまして、HPVは皮膚や粘膜にあるありふれたウイルスで、100種類以上あると言われております。このうち15種類ほどが子宮頸がん発生の原因となることが研究の結果わかってきております。

子宮の奥にできる子宮体がんは、ホルモンの変化が関係する全く別のがんでありまして、HPVは主に性行為によって感染する。80%以上の女性が一生のうちに感染いたしますが、そのうち90%は免疫などによってウイルスが消えると言われております。

しかし、感染が続きますと、一部は前がん状態をつくり出すと言われております。その段階では自覚症状はなく、検診で発見することが大切でありまして、進行いたしますと不正出血や性交出血などの自覚症状が出てまいります。

治療の第一は手術でありまして、前がん状態など早期に発見できればほぼ100%治り、かつがん部分を薄く切り取ることで子宮の機能を損なわないと言われております。進行して健康な組織まで増殖いたしますと、手術と抗がん剤、放射線照射などを組み合わせる治療が行われます。5年生存率は進行に伴い下がっていきまして、子宮摘出は避けられないのでございます。

がんになるのは感染後10年前後でありまして、性体験の低年齢化もありまして、20代から30代でのがんの発症が目立ってきておるのでございます。若い世代で急増するがんはほかにはなく、結婚、出産前に苦しむのはとてもショックなことでございます。しかし、ワクチンで予防できまして、早期発見でほぼ完全に治るのでございます。

ワクチンは、2種類開発され、2006年に米国で承認後、現在100カ国以上が接種している

のでございます。日本では10月16日に正式承認されたばかりで、20代、30代の子宮頸がんの80%の原因となる2つのタイプの感染をほぼ完全に防ぐことができると言われております。12月以降、産婦人科や小児科で接種できる予定でございまして、3回の接種が必要で、費用は3万円から4万円ほどでございます。

そこで、質問をいたしたいと思えます。

1番目、予防医学は大変重要でございまして、結果的に医療費の抑制につながってまいります。健保財政も深刻な事態であることは周知のとおりでございます。今後の対策・指針をお聞きしたいと思えます。

2番目に、子宮頸がんもウイルスで感染いたします。新型インフルエンザやヒブ・肺炎球菌もそう。諸悪の根源はワクチン接種で予防が大切であります。しかし、高費用でありまして、公費負担が課題となってくるわけでございますが、検討ぐあいをお伺いしたいと思います。

最後の3番目でございます。何事にも優先順位はございます。費用対効果などとは別に、人命は当然ながら最優先でございます。ワクチンが承認されても公費負担がないと残念ながら広がらない現実でございます。女性に優しい町を目指すべきだと私は思っておりますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○健康推進課長 能島頼子君

山田乙三議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の予防医学のことにつきましてですが、予防には、1次予防として、疾病にかからないための生活習慣病予防としての健康づくり、感染症予防としてのワクチンの接種、それから2次予防としまして、疾病の早期発見・早期治療に基づく健康診査や保健指導、3次予防としまして、社会復帰を目指すリハビリテーションなどがあります。どの予防医学も個人個人の積極的な健康感によって予防に大きな前進があると考えられます。現在の法律で行われている健康診査や予防接種を積極的に受診するような体制整備に努めたいと考えています。

続きまして、子宮頸がんのワクチンのことにつきましてですが、子宮頸がんウイルス予防ワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチン（通称HPVワクチン）は、先ほど乙三議員さんが言われましたように、最近認可がされました。このワクチンの接種によりまして、子宮頸がんの発生を70%減少させる期待が言われています。

接種対象年齢は11歳から14歳の女子に対して接種が推奨されていますが、12歳の公費負担接種が妥当という意見が最近出されました。この年齢に公費を負担した場合、3回の接種で3万6,000円程度、蟹江町ですと1,300万円ということになります。何歳で接種をするかなど、また推奨年齢に接種する場合の学校教育現場での健康教育等も並行して行うことが必要

と考えます。

こうしたことから、接種年齢や国の接種体制を見きわめた上で公費負担を検討していきたいと思います。また、ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンも同様、ワクチンの供給量の動向とか国の接種体制を見守りたいと思います。

以上です。

○12番 山田乙三君

ありがとうございました。

今回、質問に当たりまして、こういった冊子も大いに参考にさせていただきました。今、何かと話題になっております新型インフルエンザワクチンの提供をしておりますグラクソ・スミスクライン社がこのような本を出しておる。日本の協力、財団法人日本がん協会、漫画でわかる、非常にわかりやすいといいますが、こういう冊子も私、開業医からちょうだいをおきました。もしあれでしたら、対象者にこんなようなものもありますよという形で普及していただくといいのかな、こういうことで、このグラクソ・スミスクライン社というのはイギリスにございます薬品の大手メーカーでございます。そういうことでございます。

それぞれ3点の質問に対して丁寧なご答弁をいただきました。まことにありがとうございます。いろいろと検討ぐあいの中で優先順位もありますでしょうし、費用の面もあります。よくわかりますが、精査していただきたいと思います。

ワクチンといいますと、すぐに頭に浮かんでまいりますのは新型インフルエンザワクチンでございます。大変な勢いで世界じゅうに猛威を振るっている、これはパンデミックという世界大爆発ですか、こういうのが現在猛威を振るっておるわけでございます。そういう中でもワクチンが供給不足になっておりまして、社会問題になっているのも周知のとおりでございますが、当然うがいや手洗い、マスクなどの自己防衛が大切ではないかなと、こう思います。

残念ながら新型インフルで、全国で、ご存じかと思えますけれども、1,000人の方がお亡くなりになっています。その中でも愛知県下はどうか、こういうことですけれども、その1割が新型インフルエンザでお亡くなりになっている現状でございます。予防ワクチンさえあれば大流行も軽減できたのにな、命も助かったのになと、こんな思いがするのでございます。

9月議会の一般質問でもヒブ、肺炎球菌の予防接種化について、私は質問をいたしました。答弁では、両ワクチンとも品薄の状態が続いているとお聞きしました。事実そのとおりでございます。助成制度はワクチンの供給が確実にってから検討したいとのことでございましたけれども、ややもすると検討というと「やらない」というようにとらえ、昨日も黒川議員のほうからそのようなことが質問の中にもあったように思っております。ぜひとも前向きに検討していただけたらなと強く思っております1人でございます。

今回は、子宮頸がんの予防ワクチンを取り上げましたが、新型インフルあるいはヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんなどワクチンで予防でき、早期発見で完全に治ると、こういうことでございます。ワクチンが承認されても、一般質問で言いましたが、残念ながら公費負担がないと検診率も上がらないというのが現実でございます。何度も言いますけれども、町民に優しい、特に「女性に優しい町」を目指すために、多角的な面からご精査・ご検討をお願いしたいと思いますが、町長、その辺のご所見がありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

本当に人に優しい、特に女性に優しい、大変響きのいい言葉でありまして、これも友愛につながるのではないのかな、大変ありがとうございます、私もそう心がけたいものであります。

このワクチンの公的補助につきましては、我々も考えないことはありません。今、担当が申し上げましたとおり、相当膨大な費用がかかるのも事実であります。今現在、小学校6年生までの入院・通院無料化、そして中学生の入院無料化、これは公的にやっておるわけありますけれども、ただ、これだけパンデミック状況になりましてインフルエンザが蔓延いたしますと、ある意味その情報が別な形で伝わってしまって、本当にパニックを起こしているのも事実であります。しっかり情報を把握した上で我々自治体が対処をしなければならない、これは十分考えております。

また、国の機関におかれましてもいわゆる新政府の「コンクリートから人へ」というこの友愛の気持ちをこちらのほうにもしっかりと向けていただくように我々も要望していきたいし、地方自治体でできることはしっかり地に足をつけてやっていきたい、こんな考えを持っておりますので、何とぞご支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○12番 山田乙三君

ありがとうございました。

助成をするといっても、やっぱり先ほど能島課長から話があったように多額の費用がかかります。私も安易にやれと言いきりません。

しかし、物事には順序がございます、子宮頸がんでも簡易キットとありますが、事前検査がございますね。それから、もう一つは肺炎球菌につきましても、65歳以上の方が現在蟹江町に何人おられるのかな、一生に1回だけ6,000円から8,000円、お医者さんによってばらつきがございますけれども、それで一生に1回打てば肺炎球菌に対して耐性ができて非常にいいと、こういうことも言われます。そういう点も多方面と申しますか多角的にご検討・ご精査いただきまして、今後、助成に向けてご検討いただくことを要望をいたしたいと思います。

以上で第1問目を終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で山田乙三君の1問目の質問を終わります。

引き続き、山田乙三君の2問目「「事業仕分けと行革」を問う」を許可いたします。

○12番 山田乙三君

12番 山田乙三です。

2問目の「「事業仕分けと行革」を問う」、こういうことで質問をいたしたいと思いません。

質問に入る前に、グーグル等で資料を取り出しました。行政の事業仕分けについて、現場からの行政事業の総点検、これだけございまして、この中でさわりといいですか、こういう中で参考にさせていただきながら質問をさせていただけたらな、こう思っております。

それでは、「「事業仕分けと行革」を問う」について2問目の質問をいたします。

事業仕分けにつきましては、11月中旬から来年度の予算案づくりに向け、行政刷新会議の事業仕分けが始まりました。連日その模様がテレビや新聞などで報道されまして、関心が高まっているのは事実で、私自身も少々食傷ぎみという感じを受けています。

2002年に始まった行政の事業仕分けでございますが、最近は歳出削減の切り札のように言われていることが多くありまして、当初は行政改革を目的としてスタートしたのでございます。

行革が進まない原因は、前例踏襲主義の行政とあれもこれも議員の姿勢もさることながら、議論が主に役所からのヒアリングに基づいて行われるため、もともと行政職員が立案した事業の趣旨目的などの説明を聞いている限り、具体的な反論をするのは困難だからでございます。これに切り込んでいくには、個々の事業ごとに現場の声や実情に基づいて事業の必要性や本来あるべき姿を再考するしかございません。それを具体化したのが事業仕分けであると思っております。

仕分け作業で出た結果は、あくまで参考材料でございまして拘束力はありませんが、最終的にその材料をどう料理するかは首長、議会の責任だと考えられるのでございます。ただし、議論の中で出てきた論点についての再考や結果がその後の庁内議論を経て、どのように対応されたかを公表することを義務づけているのでございます。

事業仕分けの成果は、自治体職員の声からは、事業本来の必要性を考えるきっかけとなった、行政内部からは問題提起がどうしてもされにくい、しがらみの多い補助金につきましては外部評価が有効、事業内容をわかりやすく伝える工夫——情報公開のあり方でありませけれども——を再考するきっかけになった、こういった事業仕分けは対外試合のような場だ、こんなような意見が聞かれております。

一方で、参加住民の声といたしましては、ともすれば対立点のみが強調される民と官の関

係をこういう形で本格的な議論ができることに意義を感じた、行政サービスは高いにこしたことはないが、このためには相応のお金がかかることを改めて感じた、最も自分の住む町のことを考えた、行政に参加した感じがいたしました、などの声が聞かれました。

いずれにしても事業仕分けは、結果よりも経過を重視することも大事ではなからうかと考えております。

そこで、これだけありますし、ぐっと絞り込んで3点について質問をいたしたいと思いません。

まず、1番目の質問、選択事業仕分けの実施自治体は23自治体がございます。歳出削減を主目的に実施いたしました自治体は17ございます。歳出削減に寄与したと言われております自治体は17自治体などがございますが、行革に対するツールとして事業仕分けの取り組みを含めたご所見などをお伺いをしたいと思いません。

2番目に、行革の成果はどうしても見えづらい、これは私も実感しております。千葉県習志野市は、集中行革プランの策定に事業仕分けの考え方を導入されました。当町の今後の進め方など、構想も含めご見解を伺いたいと思いません。

最後の3番目でございますけれども、行政改革集中行革プランの見直し検討は、内々ではどうしても手心、手かげんなどの弱い部分が出ると考えるわけでございます。一度専門家のクリニック——診断ですね——を受けるご予約はおありになるかどうかお伺いをしたいと思いません。

以上でございます。

○政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、順番にご答弁させていただきたいと思いません。

山田議員につきましては、よくご勉強されまして、十分なお答えになるかどうかわかりませんが、精いっぱい努めさせていただきたいと思いません。私もさしずめこれだけの資料を用意させていただきました。

答弁1であります。事業仕分けの経過を述べさせていただきまして、取り組みを含めた所見のお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、経過から少し入りたいと思いません。おっしゃいましたように、2002年に行政改革を目指す構想日本（日本の非営利系の政策シンクタンク）の提案によりまして、国と地方の税制を考える会、10県知事と10市町村のプロジェクトとして、行政の事業仕分けがスタートいたしました。

当初は、行政、いわゆる国と地方の役割定量化と自治体に対する国のコントロール（関与・規制）のあぶり出しを目的に、すべての一般会計事業を対象として行っていたようであります。

2004年ごろからは、行政サイドからの問い合わせが徐々に増加いたしまして、各自治体の

行政改革への貢献を主目的として、一般・特別会計から抽出いたしました20から100事業を対象に実施するようになったようであります。

2005年9月には、民主党、公明党が衆議院のマニフェストに国の仕分け実施が盛り込まれたようであります。それから、総選挙後、小泉総理の指示で与党財政改革事業仕分けに関するプロジェクトが発足いたしまして、2006年には行政改革推進法、骨太の方針、連立政権合意に規定されました。

2007年11月、2008年2月の経済財政諮問会議で議題に取り上げられまして、2008年2月の衆議院予算委員会公聴会で事業仕分けについて説明を実施されております。2008年8月には、自民党が無駄遣い撲滅プロジェクトチームで国の事業仕分け（政策棚卸し）に着手をいたしました。

政権交代後、民主党政権による行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けは、11月11日から27日まで9日間で行われたことは周知のところであります。

2009年12月5日現在、私が調べたところによりますと、6省44自治体において計61回実施されているのが事業仕分けの経過であります。

所見を述べたいと思います。

取り組みを含めた所見といたしましては、昨年10月25日、行政改革推進室として、これらの改革を考える必要性を思いまして、亀山市の事業仕分け——36事業でした、そのときは——に若手の職員2名を参観させまして、その内容と考え方を述べさせていただきます。

仕分け作業は、1班当たり1日9事業で、委員は各班市民が3人、滋賀大学産業共同研究センターから派遣されたコーディネーターが1名、判定委員、これは専門家だと思いますが、各班2名の構成で、4班により実施されました。

亀山市は、さらに新しい公共という地域経済を目指すために、市町もしくは民間に仕分けした事業について、地域団体、NPO、民間企業のどの主体が担うことが望ましいか、地域事業組成というものも検討をしていました。

これによって、単に行政から事業を切り離すだけではなくて、行政にかかわって地域ぐるみでサービスを行う仕掛けづくりが可能になり、この一連の活動を「事業仕分け・地域事業組成活動」と呼んでいます。

そこで、このような取り組みから、事業仕分けは、行革に対するツールに協働というツールへと連動していく機能ということが重要であると感じました。

ただし、このような事業仕分けに取り組むには、住民が仕分け人になる養成、仕分け作業のあり方、事業仕分けから一連の活動へ発展させていく構想、事業仕分けのできる人、職員も含めませんが、職場等の環境づくりを一定の準備期間をもって進める必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、質問の2でございます。

習志野市の例でございますが、習志野市の事業仕分け人として参加されました、ある仕分け人の外部評価者であります。受けた印象として、事業仕分けを実施する自治体には幾つかのタイプがあると言っておられますので、紹介したいと思います。

1つ目につきましては、周りの自治体が事業仕分けを実施しており、自分のところもやらないとおくれているような感じがするので、社会の流れでおつき合いで実施するようなタイプ。

2番目、行政側は積極的ではないけれども、議員のほうから勉強熱心で、議会の要請から仕分けを実施するようなタイプ。

3番目であります。市町村合併や財政悪化により、本当に改革しなければならないほどせっぱ詰まった自治体を実施するタイプ。

習志野市のように、他の自治体より既に先進的な施策を実施していながら、さらに向上を目指しているようなタイプがあるそうであります。

さらに、事業仕分けとは、大まかに言うと、政策のシンクタンクの構想日本が自治体から依頼を受けて、自治体の行っておる事業の必要性や効果・手段の妥当性などを外部評価者によって公開する場で議論することですということもっております。

見解を述べたいと思います。

蟹江町の今後の進め方、構想も含めた見解であります。平成18年に、平成19年度を行政改革元年とするため、全課を挙げて全事業（1,358調書）の洗い出しを蟹江町行政改革推進プロセスに関するガイドラインに基づきまして仕分けをいたしまして、PDCAサイクルで毎年見直しを図って、議会にも報告をしてきたところであります。

平成21年度をもって集中改革プランに区切りをつけますが、これまで、改革の内容を事細かにホームページで公開しているところは余りないと思っております。

今後は、歳入に見合った歳出の財政経営へと改革を進めるために、事業仕分けも視野に入れ、蟹江流の改革として、総合計画の実施計画を作成するための部・課の施策の方針書を作成をし、部の予算枠で事業の刷新ができる仕組みを確立させ、硬直化しない行政経営を進めていくプロセスづくりを総合計画に位置づけできないか検討を進めているところであり、実現できたらなというふうに考えております。

続きまして、質問の3でございます。専門家のクリニックを受けるご予定はないかというご質問でございます。

平成16年度に制定をいたしました第4次蟹江町行政改革大綱が、平成21年度で推進期間が終わります。21年度に見直しを行い、第5次の蟹江町行政改革大綱を制定する予定で実は取り組んでまいりましたが、政権交代によって先行きわからない現状を踏まえたときに、22年度まで推進期間を延長いたしまして、第4次蟹江町総合計画の期間に合わせまして、改革と

政策の整合性を図った第5次蟹江町行政改革大綱の制定をすべきと判断をいたしました。

大綱とともに推進しています集中改革プランにつきましては、21年度をもって区切りをつけたいと思っておりますが、今までどおりの実施計画によって改革を続行してまいりたいと考えております。

ご質問の専門家のクリニックにつきましては、事業仕分け等も含め、蟹江町において、第三者のかかわり方について大綱の制定をしていく中で十分な検討をいたしまして、一定の方向をお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○12番 山田乙三君

ありがとうございました。

事業仕分けにつきましては、テレビや新聞など、一般質問で先ほど言いましたが、本当にどんどん報道されたり新聞に載せられたりして食傷ぎみであると、こう申し上げました。しかし、6割以上の方から好評価を受けているのも事実でございます、いいことはいいんだな、皆さんそういう受けとめ方をされております。

さて、まず、ご答弁いただきましたけれども、当町の行革について申し上げれば、今これテレビで放映されておりますけれども、アナログとデジタルの音声は微妙な差がある、私専門家じゃないですけれども、あるところで気がついたんですけれども、そんなような行革のずれが正直言ってありはしないかな、いわゆるよく使う言葉に、アナログ体質とデジタル体質というような、こんなわかったようなわからんようなことを言いますけれども、若干の整合性、ずれがありはしませんか。取り組みにおくれがありませんかということは正直言って申し上げたいわけでございます。

それで、残念ながら、なかなか行革といっても成果が、耳ざわりの悪い言葉ですけれども、見えづらいのも事実だと私は思っております。だったら具体的な成果としてどうなんだ、こういうことでしょうけれども、一つの例として議員定数削減、6人削減したのは現実でございます。一般の町民も蟹江町の町会議員16人になったね、本当に少なくなったね、これは自明の理です。一番よくわかります。

そういうことをもう少しアナログとデジタルの温度差の差とは、わかりにくいことを言いますけれども、もう少し前向きにアグレッシブに、私は、行革については取り組んでいただかないと、これからにおける町村合併にしても、何にしてもですよ、これは私は「きらりと光る蟹江町」あるいは付加価値をつけていかなければ、単に安易に吸収合併やら、私は視野に入れたならば対等にいけるような形の行革あるいはキラッと光る行政をやっていかなければならないと思っておる1人でございます。

私は、平成20年3月の定例議会の代表質問でも申し上げました。もう忘れてしまわれたかもしれない。もう一度かいつまんで申し上げますけれども、管理型行政運営から経営型の

行政運営への転換を図って、成果主義、町民志向や競争原理といった新たな価値観と行動規範を導入し、新しい役場に生まれ変わるべく、構造改革を進めていかなければならないと、力説まではいきませんが、そう申し上げました。

一方では、講演の中で、前も申し上げましたが、関東学院大学、大住教授は、たとえ市町村合併の道をとったとしても時間的な余裕があるだろうか、的確に指摘をされております。5年はもつだろうか、地方交付税交付金で多少潤うという期間が長くなるだけで結果的に自治体の構造改革、経営改革、いわゆる行革を進めないといけないと熱弁を振るわれたのでございます。

私が偉そうなことを言っているわけじゃないけれども、まさしく私はそのとおりだと思います。検討、検討、検討と駄じゃれじゃありませんけれども、ボクシングじゃないですよ、ボディブローばかり打たれていますと、そのうちにノックダウンするんですよ。海部郡下でも、合併はしたけれども、再度合併あるいは自治体の内容が非常に悪いところが見受けられます。2カ所もあります、私で言えば。あえて私は名前を出しませんけれども、また再合併なのかな、どうなのかな、夕張に近づいたかな、こういうことが現実にございます。

そういうことで、私は以前にそういうことを申しました。参考までに、この教授は、瀬戸市で改革のゴールとシナリオを市職員——蟹江町ですから町職員——と一緒にやってつくられたことも申し添えたいと思います。ただ大学の教授だからしゃべくりって、お金もらってそれで終わりじゃないですよ。一緒にねじり鉢巻きでやられたということも前回も言いました、代表質問で。こういうところもあるんですよ、現実には。

ですから、やっていただかないと、もうこれから今のところは2町1村ですね、海部郡下では。そういう中で付加価値を高め、ぜひとも蟹江町さん入ってくださいよ、こういう体制を町会議員も含め、理事者側も言われなあかんじゃないですか。やりましょうや。検討、検討というのは、私余り聞きたくないです。

どうか、クリニックの専門家ですよ、言葉でうまくおっしゃるけれども、結局あれでしょう、ネガティブな答弁じゃございませんか。私は、蟹江町の町民のためにどうしたらいいか、これのためには外部の先生から大なたを振るってもらうことですよ。どうしても手かげん、手心はないと言ってもうそですよ、どうしても出ますよ。そうしないと、明日の蟹江町は私はないと思っています。その辺町長にもしご答弁いただけたら、答弁をいただきたいと思えます。

○町長 横江淳一君

的確な答弁になるかどうかわかりませんが、ご答弁をさせていただきます。

まさに山田乙三議員がおっしゃるとおりであります。行政改革待ったなしという時代が今既にもう吹き荒れております。

そんな中で、どこに軸足を持っていったらいいか、あくまでもこれ住民なんです。ですか

ら、住民に対して蟹江町298人の職員がどういう方法で提案でき、どういう方法でまちづくりができるかということをしっかり考えができるような提案型の職員になってほしいということ、この4年間ずっと言い続けてまいりました。

平成17年から21年までの行政改革集中改革プランが21年で一つの終わりを迎えます。それで今、政策推進室長からもありましたが、一度これは一つのピリオドは打ちますが、でも大綱もそれから改革もこれから終わるわけではありません。そういった中で、まずどこに焦点を置くかということをしっかりやっていかないと、この蟹江町はこれから衰退の一途をたどるでありましょう。

昨日来、菊地議員からも町村合併の話もしていただきました。その前に中村議員からも町村合併のことについていろいろご指摘をいただきました。そのことも十分踏まえ、蟹江町は小さくても本当にキラッと光れるような、地域に自慢ができるような、そんな町にしていきたい。まだまだ不十分なところはたくさんあると思いますけれども、できるところから、外部の意見も当然聞きながら、まず職員をしっかりとスキルのある職員に育てていきたい、これは我々マネジャーも含めて頑張りたい、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 大原龍彦君

まだ質問たくさんありますか。

○12番 山田乙三君

いや、もう終わりです。

最後に、ありがとうございました。

最後に、要望を申し上げます。

私は、3Sといいますと、何だ一体それはと。こういうことですがけれども、スピード、スキル、スリムでございます。それぞれ考えていただいて、ぜい肉を落とし行革を前へ進めていただくことをご要望申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時59分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後 1時00分)

○議長 大原龍彦君

質問11番 伊藤俊一君の「東郊線に関連する環境整備について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして「東郊線に関連する環境整備について」と題しまして質問させていただきます。

東郊線本町5丁目の交差点の右折車線改良工事の完成によりまして、交通渋滞の緩和が図られました。地域住民はもとより蟹江町民、近隣の住民の方々より、ほぼ予定どおりの完成に喜びの声をあちらこちらで聞きますと、東郊線本町5丁目の交差点改良について一般質問を数回させていただいた1人として、よい成果が出たことに対し喜んでいる1人でございます。

東郊線本町5丁目の交差点改良工事を完成させるまでには、担当課としてあらゆる努力をされ、また、業者に対しても厳正に指導し、協力をさせながらの結果であると中身を知る1人として、私、担当である河瀬産業建設部長初め担当課各位に心から感謝を申し上げますと同時に礼申し上げたい、本当にご苦労さまでございましたと申し上げます。

さて、残されましたニツセン跡地の問題、本町5丁目信号より北への拡幅の問題、JRの踏切の拡幅と高架化の問題、JR北の開発に伴う北口改札の問題、須成天王線と東郊線の交わる柳瀬の交差点の改良の問題、5点にわたり質問をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

1つ目の質問でございます。ニツセン跡地についてであります。

21年3月議会、9月議会でも質問をしておりますけれども、その後一向に建設地の動きが見えてこない、経済状況が好転する気配の見えない中、地元の雇用促進も含めて開店を待ち望んでいる町民も多いと聞いております。再度、現状と今後の見通しをお聞かせをいただきたいと思っております。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、東郊線に関連する環境整備、質問をいただきました。お答えをいたします。

まず、ニツセン跡地の開発につきまして、再度現状と今後の見通しについてのお尋ねであります。

まず、店舗開店に必要な本町5丁目の交差点、その改良やそれから本町129号線、これは福田川沿いの道路でございますけれども、この道路につきましては、議員おっしゃるように愛知県と設置者の費用負担で既に完了しております。これはご存じのとおりだと思います。

それで、多分議員初め議会の皆様方もまた町民の皆様方も一体あれはどうなっているんだろうというようなことを大変お感じになっていると思っておりますが、結論から申し上げますと、残念ながら9月議会でご報告した状況と変わっておりません。依然進展が見られておりません。

こんな状況の中で、この12月初めに、事業の担当者と協議する場を設けました。その中で話としては、設置者の事業への考え方、今後の方針について聞き取りを行っております。

結果といたしましては、事業者として、店舗の開店に向け引き続き努力しているとのことでありました。ただ、昨年からのリーマンショック、この影響が予想以上に大きく響いておりまして、なかなか将来の展開が読み切れないというような状況であると、さらに景気の冷え込みが非常に厳しい不利な条件が重なっておりまして、厳しい状況にあるということでお答えをもらっております。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

ご存じのように、愛知県の大規模小売店舗立地審議会におきまして県の意見が出されておりました。開店するに当たりクリアしなければならない事項のうち、交通体系については既に愛知県と蟹江町の努力で本町5丁目の交差点改良が終了しておるわけであり、また、店舗への来店者、来店車両が交差点へ集中するため、その緩和策として、先ほど部長がおっしゃいました福田川沿いの本町129号線道路改良工事も設置者の負担で完了しており、あと周辺住民への対応はどうなっているのか、わかる範囲でお答えをいただきたいのでございます。

そして、私、綜研並びにインベストバンクといいますか、連絡をとっていろいろ話を聞きましたけれども、なかなか今の部長の答えのようなはっきりした答弁ができない、本当に困っておるといようなことで終わってしまったわけですが、これ本当に廃墟化してしまいますと大変な問題にもなりますし、せっかくそういった計画で事業が進んで、町長がいつも言っている「キラッと光る蟹江町」、本当に光るいい店ができ、本町5丁目がいい交差点になりといようなことで期待を大きくしておったわけでありまして、何とかその辺、これからも交渉を続けていただいて、何らかいい先が見えるように努力も重ねていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今の質問を少しわかる範囲でお願いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、大規模店舗の立地審議会、こちらで環境保全のための意見も出されております。その対象となる付近住民との調整でございます。

まず、内容につきましては、県の意見に対する改善策、これを中心に関係住民とお願いをしております。ある程度進捗はしております。ただ、進捗はしているものの、先ほど申しましたように、現在は設置者の事情によりまして、少しストップしているような状況で聞いております。

それから、いずれにしても経済が非常に悪い状況にありますので、雇用が大変厳しいこんな状況の中で、先ほど議員もおっしゃったように早く開店してほしいと望んでいる住民の方も大勢おられます。町といたしましても地域の活力、このことには当然必要な施設であると

認識しておりますので、引き続き、今後の動向を注視しながら見守っていきたくと、慎重に見守っていくというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○2番 伊藤俊一君

2つ目の質問でございますけれども、本町5丁目の交差点より北へ拡幅の事業の進捗についてでございます。

本町5丁目の交差点が改良されたことで、次はこの交差点から北への事業進捗であります。特に交差点の北部分、右折レーンに必要な道路用地は、必要範囲内で確保され整備されたが、引き続き北に向かって整備していく必要があると考えておりますけれども、その計画はどの程度お持ちなのかお聞かせをいただきたいのであります。

○産業建設部長 河瀬広幸君

本町5丁目の交差点より北への事業進捗、このことについてのお尋ねであります。

まず、冒頭議員からお褒めの言葉もいただきましたが、これは町といたしましてもやらなきゃいけないこと、やるべきことをやっただけでございますので、恐縮に思っております。

それで、今回、交差点の改良をほぼ終わっておりますが、まだ100%の完成形ではございません。暫定的に改良工事を施工いたしましたので、議員もおっしゃるように直線道路を少しでも長く確保する、また完成形のより安全な交差点としての整備をすることが急務であると考えております。

そんな状況の中で、町では現在、3カ年実施計画、これを策定しております。この計画は、短期の町行政の指針を示す計画でございまして、今年度新たに、本町5丁目の交差点から北側の道路整備、この計画についての事業化をするように3カ年実施計画のほうに盛り込んでおります。

当面の計画といたしましては、まず既存建物、これは音楽教室、それからパン屋さん、三、四軒ございますが、その辺のある土地を含めまして、その北側のヨシヅヤの駐車場、この駐車場敷地までの間を事業化の範囲とし進めていきたいというふうに考えております。

来年度からは地権者の皆さんの理解を得るための事業説明から始めまして、順次具体的な整備計画を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

待ったなしで進めていただきたいと思うわけでありましてけれども、今も今日の一般質問の中でも町村合併、名古屋がいいとかいろいろ出ておりますけれども、やはりそういった主要の道路網がきちっとしないと合併の話は恥ずかしくてできんというふうに私は思っておりますし、まずは蟹江町がきちっとした行政運営ができる、そして、やはりこの海部地区が核融合をしながら、それから次へと進んでいく、その一歩として、この東郊線の改良は不可欠だ

と、そのように思っておるわけでありませう。

3つ目の質問でございます。JR東郊線の踏切、この拡幅と高架化でございます。

11月28日の土曜日に、須西学区のまちづくりミーティングが須西小学校で行われました。その中で、町民へ都市計画マスタープラン、いわゆる地域のまちづくり計画が示されました。

その中で、東郊線は町の主要幹線道路で、特に蟹江川より西にある西尾張中央道に対し、町の東部を北は七宝町へ、南は国道1号線と、広域を結ぶ重要幹線道路として位置づけられております。整備する優先順位としては高い位置づけにあると考えております。その課題として、JRの踏切の拡幅及び高架化があるが、この見直しをお尋ねをいたしたいのでございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、東郊線にかかわる問題としてJRの踏切と高架化、この関連についてご質問いただきました。

まず、両質問とも非常に関連性のある高架事業の見直しでございますが、事業のための用地買収、これにつきましては、本年9月に完了した本町5丁目の交差点、この改良事業を機に、北側へJRまでの残区間、この区間を先ほどの3カ年実施計画によりまして順次進めていく姿勢をお示したところでございます。あとJRの北側、この北側につきましては、組合の施工で実施しております区画整理事業、これによりまして既に用地は確保しております。今年度工事も予定をしております。

説明させていただいたように、3カ年実施計画、これによって進めさせていただく考えを持っておりますが、用地の確保については関係地権者のご理解が必要不可欠でございます。また、いろいろ難しい調整を余儀なくされるものと思っておりますが、今回計画されております高架事業への先駆けとして、まず3カ年実施計画の中で、北側への用地買収を進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○2番 伊藤俊一君

着々と計画が進むようでございます。

4つ目の質問でございます。JR北の開発に伴う北口改札の見直しについてでございます。

JR蟹江駅北の土地区画整理事業については、町も組合と連携をして積極的に多額の予算を投入し、鋭意事業を進めておられるが、課題としてJR北口改札の問題がございます。この点について、今後の見直しをお聞かせをいただきたいのでございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それじゃ、残されておる課題といたしましては、踏切拡幅の問題とそれからJR北口の改札、この2件に質問をいただきました。

まず、JRの踏切拡幅でございますが、この前提につきましては、高架事業を前提とした暫定的な踏切、ということは再度議会のほうでもお知らせしましたように、基本的な考え方はそのとおりでございます。ただ高架事業の見通しは、少しずつ進んでおりますけれども、なかなか時間がかかるものと考えておまして、高架の完成をもって踏切問題の解決を図るというわけにはまいりません。

今後は駅北地区の開発、これが進めば当然現地での踏切での危険性がますますふえると予想されております。道路管理者としては一刻も早く踏切の安全を図っていく必要があるということも既に認識をしております。

一方、鉄道事業者としても安全な列車運行に努めるという命題を持っておりますので、ただ鉄道が高架になってしまえば、これは平面踏切はなくなりますので、踏切事故は起きません。しかし、本町におきましては、JRそれから近鉄線とも鉄道高架の実現は大変難しい状況になっております。踏切での安全を図る上では、現在町内にある踏切の現存の踏切の重要度と利用頻度、これを勘案し、整理統合する検討をする必要があるのではないかというふうに考えております。高架までの暫定踏切として位置づけられておりますことから、東郊線踏切の拡幅を、高架を待つまで明確な時期が定まらない中で、このまま調整を進めることは、今非常に難しゅうございまして平行線をたどることにもなりかねません。考えとしては、町全体の踏切の実態、これを見据えながら他の手段、他の切り口を見つけ出してJRと協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

それから、JRの北口改札の関係でございます。これも都度都度議員のほうからもご質問をいただいておりますが、なかなか難しい問題がございます。見通しをお聞かせ願いたいとのことでございますが、まず、当初の話は平成3年6月にJRの蟹江駅開発研究会、これが発足しまして、駅周辺のまちづくりについて協議が始まっております。それ以来、JRに対して幾度となく臨時改札口の時間延長、改札口の設置などを要望してまいりました。特に、蟹江今の駅北の土地区画整理が進めば、当然駅前広場も整備され、ますます北側の改札口設置が求められてまいります。

直近の動きといたしましては、本年6月に、私ども横江町長とそれから組合の山田理事長、お二人が直接東海旅客鉄道事業本部、これは名古屋駅前のタワーズの中にありますが、そちらのほうに訪問いたしまして、まずJR蟹江駅北側に常設の改札口を設置いただきたい、また、現在も駅北側にある臨時改札口を始発から終電までの常時開設とし、自動改札機及び券売機を設置してもらいたいという内容の要望書を、町長及び理事長の連名によりまして東海旅客鉄道事業本部長あてに提出いたしました。

その際、直接町長から、その場に同席されたJRの担当部長や担当課長に対しまして、改めて改札口設置の必要性・重要性を訴えております。しかしながら、JRの回答といたしましては、人件費、ランニング上のコストの問題、それから新たな改札口は設けないという鉄

道事業者としての姿勢からも非常に困難であるという回答でございました。過去20年近く、このJRの蟹江駅北改札設置につきましてはJRとたびたび協議を重ねてまいりましたが、なかなか進展が見られない状況にあります。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

20年前から改札の交渉をしてみえるということではありますが、この区画整理が25年に終わるようなことで聞いておりますけれども、それまでには、もう20年たつてまた北の開発がそれだけ進んでおるということであれば、そんなJRも前のような答えはないはずでありますし、当然人口増が2,000人あるという予測もできておりますので、そういったことも含めて交渉をぜひしていただきたい、そういうふうに思います。

最後の質問でございます。5つ目の質問です。

須成地区にあります東西に走る天王線、そして東郊線の交わる柳瀬地区の交差部分でありますけれども、ここの改良をしないと、せっかく将来、踏切も拡幅ができた、東郊線の拡幅も徐々に進んだということになってくると、もう北の玄関、そこがふん詰まりになっては何にもならぬ、せっかくここまで進めてきた改良工事も水の泡だというような状況になりかねません。

そして、藤丸団地のほうには抜け道として危険道路になってしまうというようなこともございますので、どうかそういったこともよくお考えいただいて、今あの柳瀬の交差の部分にまだまだ農地がいたままになっておりますので、ぜひその辺の確保を先にすべきではないか、もう家が新家うちでもどちらかに建てば、もう何ともならぬ、あの狭い、もういつもガードレールが傷だらけになる状況の道路でありますので、その辺はよくよくご検討いただいて、せっかくの東郊線がそこまでなつてまいりましたので、ご検討をぜひしていただきたいなと思っておりますが、いかがでございますか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、東郊線と天王線の交差点改良、藤丸団地の北側のほうにございますが、それに関連してのご質問であります。

まず、この2路線は都市計画道路になっておりまして、天王線の計画幅員が16メートル、それから七宝蟹江西福田線が20メートル、この交差部分であります。現道につきましては車道幅員が約6メートルほどでございますが、まず、右折車両がございますと非常に眺めが悪い状況になっておることは事実でございます。

前の答弁では、周辺の土地利用状況を含め、交差点の移動なども中に入れて検討させていただきましたが、まず、交差点改良には建物の移転が伴いまして、早急な実施は難しいということ、それから交差点の移動や右折禁止の規制による対策、付近住民や一般車両への影響が非常に大きくなるということから、当面のお答えとしては北側の名阪自動車道からの流入

を減らして、交差点でスムーズに車が流れるように、ソフト面での対策を重視していきたいという旨のお話をさせていただいております。

現在、進めております駅北の開発、先ほど議員もおっしゃいましたように、これが進むことによりまして、この先、現地での交通量が当然ふえることが予想されます。それにあわせて交差点でのスムーズな流れも考えなくてはいけない状況になっておるのは事実でございます。ただ、都市計画道路の事業着手、これにつきましては、事業認可等の手続も必要になってまいります。今すぐに都市計画決定を行いまして、本格的な現地での対応とはまいりません。現状の土地利用状況、先ほどおっしゃいました北側には、両側民家が隣接しておりますが、南側は田んぼになっております。その辺の用地買収の面では、当然地権者の理解が必要でございますが、南側への話は可能ではないかと考えております。

今後の方針としましては、できる部分から用地確保の計画を立てながら現地に変化を生じさせることによりまして、関係者の全体計画への理解を深めていただくことが、まず第一歩になるものと考えております。ただ、新規事業の立ち上げは、財政面を含めて非常に厳しい現状ではあります。そんなことを踏まえながら、手法を模索しながら検討させていただきたいと考えております。

以上であります。

○2番 伊藤俊一君

北からの抑制をしたいというようなことも言われましたけれども、これは、ニツセン跡地に店ができると、それはまず不可能だと思うんですよ。そして、ヨシヅヤがJRの北に来る、もうそれがわかっておるもんだから、すぐにそんな計画は立てられんということもあるかもわからんけれども、それ以前に当然それなりの考えを持って計画を立てていただかないと何にもならん、目先のことだけの事業をやるというのではなくて、何のための都市計画をつくるんだ、やっぱりそれはもっともっと先を見据えて計画を立てていただきたい。

今回は、それはいろいろ変化があったと思いますよ。これは部長としても大変だったと思うんですけども、もうここまで進もうとしておる。JRもある程度話に乗ってきた、そうならもうあそこしかないんですよ。そこと近鉄の踏切しかない。それをやらんことには蟹江のもうこれから一等地だがね。何ともならぬような状況になって、蟹江に買い物にも行きたくない、そういう状況ができてしまっちは遅い、そんな意味において、ぜひ部長ね、大変ですけども、努力に努力を重ねていただいて、町長の言われる「キラッと光る蟹江」を目指して、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時30分)